



欧州委員会
税制関税同盟総局
間接税と税の管理
付加価値税 (VAT)

2021 年 3 月、ブリュッセル

VAT ワンストップショップ (One Stop Shop) ガイド

(2021 年 7 月 1 日から適用)

目次

本ガイドの一般情報	2
略語	2
背景	4
パート 1a - 登録	12
背景:	12
具体的な詳細	16
パート 1b - 登録解除/除外	25
背景	25
具体的な詳細	25
登録解除	25
除外	30
登録解除/除外が有効となる日	32
隔離期間	35
パート 2 - ワンストップショップ VAT 申告	37
背景	37
具体的な詳細	37
パート 3 - 支払い	49
背景	49
具体的な詳細	49
パート 4 - その他	52
記録	52
請求	52
不良債権救済	53
付録 1 - 法律	54
付録 2 - 登録の詳細	55
付録 3 - ワンストップショップ申告の詳細	59

本ガイドの一般情報

本ガイドは、行政協力常任委員会(SCAC)により採択された拡張ワンストップショップに関する EU 法（付録 1 を参照）、ならびに特別なスキームの機能および技術的仕様について理解を深めていただくことを目的としています。

本ガイドには法的な拘束力はなく、EU 法と EU 仕様が、税制関税同盟総局（DG TAXUD）の見解に基づき、どのように適用されるかについての実用的で非公式なガイドに過ぎません。

本ガイドは作成中です：完璧なものでも最終版でもありませんが、利用可能な知識と経験に基づいて、特定の時点での状態を映し出しています。随時、追加要素が必要となることも予想されます。

拡大されたワンストップショップは付加価値税（VAT）の電子商取引パッケージの一部です。VAT 電子商取引規則については、「新しい VAT 電子商取引規則に関する注釈」で広範囲にわたり説明されています：https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/vat/ressources_en

略語

B2C – 企業対消費者間取引

EU – 欧州連合

IOSS – 輸入ワンストップショップ

IOSS VAT 識別番号 – VAT 識別番号は、課税事業者、または輸入ワンストップショップを利用するために指名された、課税事業者に関わる仲介者に割り当てられます

MOSS – ミニワンストップショップ

MS – 加盟国

MSI – 識別加盟国

MSC – 消費加盟国

OSS – ワンストップショップ

OSS schemes – ワンストップショップスキーム：非連合スキーム、連合スキーム、輸入スキーム

SME/SMEs – 中小企業

供給者 – 商品および/またはサービスを提供する課税事業者

EU 内に拠点を持たない課税事業者 – EU 内に事業拠点を持たず、固定施設も有していない課税事業者、または VAT 指令が適用されない加盟国の地域内に拠点を持つ課税事業者（VAT 指令 2006/112/EC の第 6 条を参照）

TBE サービス – 電気通信、放送、および電子的に供給されるサービス

背景

2015 年 1 月 1 日に導入されたミニワンストップショップ(MOSS)は、2021 年 7 月 1 日からワンストップショップ(OSS)に拡張され、より幅広い供給をカバーし、さらに簡素化されました。

この拡大されたワンストップショップは 3 つの特別スキームを含んでいます：非連合スキーム、連合スキーム、および輸入スキーム。既存の非連合スキームおよび連合スキームの範囲は拡張されましたが、輸入スキームは新規に導入されました。これらの特別なスキームにより、課税事業者は、これらの課税事業者が（一般的に）識別される加盟国（識別加盟国）の Web ポータルを介して、拠点を持たない課税事業者の加盟国で、納付すべき VAT の申告および支払いを行うことができます。これらのスキームは、自由に選択できます。

実際には、加盟国（識別加盟国）内で、OSS のスキームに登録した課税事業者は、納付すべき VAT と、各 OSS のスキームで申告可能な供給項目の詳細を記した OSS VAT 申告書を、電子的に提出します。VAT 申告書は、非連合と連合は四半期ごとに、輸入スキームは月次に提出します。課税事業者が利用する 1 つのスキームを選択した場合は、各スキームの OSS 申告書を介して、そのスキームに当てはまる全ての供給項目を申告しなければなりません。これらの OSS VAT 申告書は、支払われた VAT とともに、識別加盟国から安全な通信ネットワークを介して、対応する消費加盟国に送信されます。

OSS VAT 申告書は追加的なものであり、課税事業者が地域内の VAT 納税義務に基づいて加盟国に提出する VAT 申告書に代わるものではありません。

OSS のスキームは EU 内外に拠点を持つ課税事業者が利用できます。**EU 内に拠点を持つ**課税事業者は、連合スキームと輸入スキームを利用できます。一方、**EU 内に拠点を持たない**課税事業者は 3 つのスキームすべて、すなわち非連合、連合および輸入スキームを利用できるようになる可能性があります。

OSS スキームがない場合、供給者は顧客に商品またはサービスを提供する各加盟国で登録が必要になります。課税事業者は、OSS のスキームを自由に選択できます。ただし、OSS スキームの利用を選択する場合、課税対象者は、すべての関連する加盟国において、このスキームに該当するすべての供給項目に、このスキームを適用しなければなりません。したがって、課税事業者は、この OSS のスキームをいくつかの加盟国における供給項目にのみ利用し、他の加盟国における供給項目には利用しないという選択はできません。ひとたびスキームを選択すると、それは加盟国消費者のすべての供給項目に適用されます。

ワンストップショップに関する法令は、いくつかの立法機関制定法に含まれています（付録 1 を参照）。欧州委員会では、課税事業者と加盟国がワンストップショップの運営について明確に理解できるように、「ワンストップショップガイド」に要点をまとめています。この「ワンストップショップガイド」は 4 つの要素を含んでいます：

- 登録手順（登録解除/除外を含む）
- 申告手続き（訂正を含む）
- 支払い手続き（払い戻しを含む）
- 雑則（記録管理を含む）

これらの要素の目的のためには、いくつかの基本概念を明確にすることが重要です：

1) ワンストップショップに関連した課税事業者の概念

非連合スキームにおける、課税事業者とは、EU 内に事業（事務所）拠点を持たず、そこに固定施設も有していない事業者（会社、共同事業体、もしくは個人事業主）です。EU 内での VAT の目的で識別される、または識別を必要とされることは、当該課税事業者が非連合スキームを利用することを妨げるものではありません。

連合スキームにおける、課税事業者とは、EU 内に拠点を持つ、またはそこに固定施設を有している事業者（会社、共同事業体、もしくは個人事業主）です。

注意：EU 内に拠点を持たない課税事業者は、連合スキームを利用して、特定の商品の供給項目を申告することもできます（ワンストップショップ VAT 申告書のパート 2 を参照）。

輸入スキームにおける、課税事業者とは、EU 内または EU 外に拠点を持つ事業者（会社、共同事業体、もしくは個人事業主）です。ただし、EU 外に拠点を持つ課税事業者は、¹ 輸入スキームを利用するために仲介者を指名する必要があります。

2) みなし供給者の概念

みなし供給者とは、特定の商品の実際の供給者ではないが、供給を促進しているため、VAT の目的（のみ）において、供給者として扱われる者です（VAT の目的における擬制）。

みなし供給者とは、供給者（原供給者）と顧客の間で行われる商品供給を、電子イン

¹ 連合が相互支援協定を結んでいる第三国に拠点を持つ課税事業者は、その国から発送される商品の供給について、輸入スキーム（例、ノルウェー）を利用できるようにするために、仲介者を指名する必要はありません。

ターフェイス（マーケットプレイス、プラットフォーム、ポータルなど）を利用して、促進する課税事業者です。

連合スキームにおける、みなし供給者とは、－ EU 内または EU 外に拠点を持ち－ 商品の供給を促進する、課税事業者です：

- 電子インターフェイスを介して
- EU 内で行われる（すなわち、商品の欧州共同体内での通信販売、ならびに商品の地域内供給）、
- 非課税事業者に対する供給で、
- 原供給者が EU 外に拠点を持つ場合。

輸入スキームにおいて、みなし供給者とは、EU 内または EU 外に拠点を持つ、次の商品の供給を促進する課税事業者です：

- 第三地域または第三国から輸入される商品
- 150 ユーロ以下の委託による商品
- 非課税事業者に対する供給で、
- 電子インターフェイスを介する商品

3) 輸入スキームに関連する**仲介者**の概念

「仲介者」という用語は、輸入スキームでのみ使用されます。

仲介者とは、EU 内に拠点を持つ課税事業者（事業、または固定施設）で、仲介者として指名した課税事業者に代わって、その名において、VAT を支払う義務があり、輸入スキームに規定される VAT の義務（VAT 申告書の提出、VAT の支払い、記録管理義務など）を満たす者です。加盟国は、国内レベルの仲介者の追加規則を導入することができます（例、保証の要件）。

EU 内に拠点を持たない課税事業者は、輸入スキームの利用を希望する場合、この目的のために、仲介者を指名する必要があります。EU 内で拠点を持つ課税事業者は、輸入スキームを利用するために仲介者を指名する必要はありませんが、そのような決定も可能ですので、注意してください。

仲介者として活動するためには、最初に識別加盟国に登録しなければなりません。この手順を経て初めて、仲介者は輸入スキームを使用できるようにこの仲介者を任命した 1 人以上の課税対象者を登録することができます。当該者が代理する課税事業者ごとに、個別の IOSS VAT 識別番号を受け取ります。

4) 商品の通信販売の概念

欧州共同体内の商品の通信販売とは、供給者（これらの商品を販売する課税事業者）によって、または代わって、加盟国から他の加盟国への非課税事業者から、または非課税事業者として扱われる者宛てへの発送、または輸送される商品の供給をすることです²。新しい輸送手段と組立・設置後に供給される商品は、この定義から除外されるため、欧州共同体内通信販売の対象とはなりません。物品税の対象となる商品はこの定義に当てはまります。

第三地域、または第三国から輸入された商品の通信販売とは、供給者（商品を販売する課税事業者）によって、または代わって、非課税事業者、または非課税事業者として扱われる者へ、第三地域、または第三国からの商品を供給することです。商品がこの定義に当てはまるためには、第三地域/第三国から、発送/輸送されなければなりませんので、ご注意ください。すでに EU 内の倉庫に保管されている商品は対象外であり、輸入商品の通信販売として適格ではありません。新しい輸送手段と組立・設置後に供給される商品は、この定義から除外されるため、定義上、当該通信販売の対象となりません。

物品税の対象となる商品は第三地域、または第三国から輸入された商品の通信販売の対象となりますが、輸入スキーム申告できませんので、注意してください。

5) 識別加盟国の概念

識別加盟国とは、課税事業者がワンストップショップのスキームを利用して登録されている加盟国であり、消費加盟国に VAT 納税額を申告し、支払う加盟国です。

課税事業者は、特別なスキームを利用するために、単一の加盟国内においてのみ登録することができます。課税事業者は通常、どの加盟国が識別加盟国であるかを選択することはできません。当該者は各法規定に従わなければなりません（下記の登録を参照）。

6) 消費加盟国の概念

消費加盟国は、課税事業者が非課税事業者に、商品またはサービスを供給する加盟国であり、すなわち供給が行われ、VAT が納入される場所です。

² VAT 指令の第 3 条(1)に従って、欧州共同体内での商品入手が VAT の対象とならない、課税事業者および非課税法人は、非課税事業者として扱われます。

非連合スキームにおいて、課税事業者は、識別加盟国を含む EU の加盟国内において行われる非課税事業者に対する**サービス**の供給を申告できます。いずれの加盟国も消費加盟国となり得ます。

連合スキームにおいて、課税事業者は、この課税事業者が拠点を持たない加盟国で行われる、非課税事業者に対する**越境サービス**の供給項目を申告することができます、すなわち課税事業者が事業所も固定施設も有していない加盟国です。供給者が施設を有する加盟国において行われる、非課税事業者に供給されるサービスは、連合スキームで申告できませんが、各加盟国の国内 VAT 申告書で申告しなければなりません。

課税事業者は、輸送が終了する加盟国に関わらず、連合スキームで**商品の欧州共同体内通信販売**を申告することもできます。したがって、この場合、商品の輸送が他の加盟国で開始されることを条件に、識別加盟国を含むいずれの加盟国も、消費加盟国となることができます。

みなし供給者は、当該加盟国に拠点を持つか否かに関わらず、**商品の域内供給**（すなわち、商品の輸送/発送の開始と終了が同じ加盟国である供給）を申告できます。したがって、この場合、いずれの加盟国も消費加盟国となることができます。

輸入スキームにおいて、課税事業者は、第三地域または第三国から輸入された商品の EU 内顧客への通信販売を申告することができます。これは低額商品、すなわち本質的価値が 150 ユーロを越えない委託商品にのみ対象とされ、物品税の対象となる商品には適用されません。したがって、この場合、識別加盟国を含め、いずれの加盟国も消費加盟国になり得ます。

表 1：消費加盟国

消費加盟国		
非連合スキーム	すべての加盟国	
連合スキーム	サービス： 供給者が拠点を持たないすべての加盟国	商品： 商品の発送/輸送が開始される ³ 加盟国と異なるすべての加盟国
輸入スキーム	すべての加盟国	

7) 固定施設の概念

該当すると考えられる固定施設は、十分な程度の永続性があり、各供給を使用または行うための人的、および技術的資源に関して、適切な構造を有していなければなりません。単に VAT 識別番号を持つだけでは、固定施設として適格な設立とはいえません。

8) 施設加盟国の概念

施設加盟国とは、課税事業者が固定施設を有する加盟国です。課税事業者は、識別加盟国に拠点をもち、同時に他の加盟国でも固定施設を有している場合があります。これらの固定施設から消費加盟国への供給も、連合スキームに含まれなければなりません。

ただし、連合スキームにおいて、施設加盟国はサービスの供給の消費加盟国にはならず、加盟国内のいずれの関連供給も、固定施設の地域内 VAT 申告書を介して申告されなければなりません。

9) 供給の場所 – 10,000 ユーロのしきい値

供給の場所を決定する一般的な規則は、次の通りです：

³ 上記の 6) にある、みなし供給者の例外を参照。

課税事業者（供給者）から非課税事業者（顧客）に供給された TBE サービスの供給場所は、顧客が拠点を持っているか、加盟国の永続的な住所を有する、または通常居住している加盟国です。

商品の欧州共同体内での通信販売の供給地は、商品の発送/輸送が終了した加盟国にあります。

B2C TBE サービスの越境供給の年間 10,000 ユーロの売上高しきい値が 2019 年 1 月 1 日に導入されました。このしきい値までは、このサービスの供給場所は、供給者が拠点を持っているか、永続的な住所を有する、または通常居住している加盟国のままとなります。2021 年 7 月 1 日からこのしきい値は、供給者が拠点を持つ、輸送/発送が開始された加盟国での、商品の欧州共同体内での通信販売も対象としています。

10,000 ユーロのしきい値は、TBE サービス、および商品の欧州共同体内通信販売のみに適用されます。TBE サービス以外のサービスにも、輸入商品の通信販売にも適用されません。

このしきい値の適用は、次の条件の対象になります：

- 1) 拠点を持つ、または施設がない供給者で、1 つの加盟国のみに、永続的な住所を有する、または通常居住していること；ならびに
- 2) 他の加盟国で行われる非課税事業者への TBE サービスの供給、または供給者が拠点を持つ加盟国から他の加盟国に、発送、もしくは輸送される商品を供給している；ならびに
- 3) これらの供給の合計が、本年、および前暦年に、10,000 ユーロ（VAT は含まない）を超えないこと。

これらすべての条件が満たされる場合は、これらの供給は供給者の加盟国で適用される規則に従って、VAT の対象となります。この状況ではワンストップショップ（連合スキーム）は関係ありません。なぜなら、供給品は国内供給項目となり、OSS で申告することはできないからです。

供給者が一般的な供給地規則、すなわち顧客の加盟国（サービス）/商品の輸送が終了する加盟国（商品）の適用を希望する場合、当該供給者はそのように決定でき、2 暦年間この決定に拘束されます。

しきい値を超えた時点で、例外なしに一般規定が適用され、すなわち TBE サービスの供給

場所は顧客の加盟国で域内通信販売の供給場所は商品の輸送が終了する加盟国となります。

10,000 ユーロのしきい値は、越境 TBE サービスと域内通信販売の供給については個別に計算されませんが、これら全ての供給の合計はしきい値が適用されるためには 10,000 ユーロを超えてはなりません。

EU 域外に拠点を持ち、EU 域内に 1 つ以上の固定施設を持つ供給者は、しきい値を利用することができません。なぜなら、しきい値を適用するためには、その供給者は 1 つの加盟国でのみ設立されている必要があるからです。

パート 1a - 登録

背景：

OSS のスキームのいずれかを利用することを選択した課税事業者は、1 つの加盟国、識別加盟国においてのみ登録する必要があります。

識別加盟国はどの加盟国ですか？

1. 非連合スキームにおいて、課税事業者（EU 内に拠点を持たず、固定施設もない⁴）は、任意の加盟国を識別加盟国として選択することができます。その加盟国は個別の VAT 識別番号を課税事業者に割り当てます（EUxxxxyyyyyyz の形式を使用）。この VAT 識別番号は、非連合スキームに該当する供給項目の申告にのみに使用できます。
2. 連合スキームにおいて、識別加盟国は、課税事業者が拠点を持つ加盟国となります。課税事業者が EU 内で拠点を持たないが、EU 内に固定施設を有する場合は、識別加盟国は当該者が固定施設を有する加盟国となります。課税事業者が異なる EU 加盟国内に固定施設を有する場合、これらの加盟国のうちの 1 つを識別加盟国として選択する権利が与えられます。この場合、課税事業者は意思決定をした暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束され、現在の識別加盟国の固定施設が解散もしくは他国に移動しない限り、識別加盟国を変更することができません。

課税事業者が EU 内に拠点を持たない場合、連合スキームの範囲に当てはまる商品の供給を申告する場合に限り、連合スキームを利用することができます⁵。この場合、識別加盟国は商品の発送、または輸送が開始される加盟国となります。商品の発送、または輸送が開始される加盟国が複数ある場合、課税事業者はそれらの加盟国のいずれかを識別加盟国として選択することができます。当該課税事業者は、当該暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束されます。

連合スキームにおいて、課税対象者は、国内の VAT 義務で識別されるのと同じ個別の VAT 識別番号を持つワンストップショップで識別されます。課税事業者が EU 内に拠点を持たない

⁴ 連合および非連合スキームを区別する際は、VAT 指令 2006/112/EC が適用されない EU 加盟国の特定の地域がありますので、注意しなくてはなりません。これらの地域は当該指令の第 6 条に記載されています。課税事業者が該当する地域に拠点を持つ場合、非連合スキームのみを利用することができます。

⁵ これらの商品の供給は、商品の欧州共同体内での通信販売であり、みなし供給者の場合は、商品の地域内供給でもあります。

場合、スキームの登録前に識別加盟国により VAT 番号が割り当てられます。

3. 輸入スキームにおいて、識別加盟国は課税事業者が拠点を持つ加盟国です。

ただし、課税事業者が EU 内に拠点を持たない場合、識別加盟国は課税事業者が固定施設を有する加盟国です。課税事業者が複数の固定施設を有する場合、その課税事業者は固定施設を有するいずれかの加盟国を識別加盟国として選択することができます。この場合、課税事業者は現在の識別加盟国の固定施設が解散または他国に移転しない限り、当該暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束されます。

課税事業者が EU 外、かつ、EU が VAT⁶の回収の相互支援契約を結ぶ第三国に拠点があり、その第三国から輸入商品の通信販売を行う場合、識別加盟国として任意に加盟国を選択することができます。この場合、輸入スキームを利用するために仲介者を指名する必要はありません。ただし、当該者がその他の第三国から輸入された商品を通信販売する場合、輸入スキームを利用するために仲介者を指名する必要があります。

例えば、ノルウェーの供給者が EU 内の顧客に 150 ユーロ以下の輸入商品の委託通信販売を行う場合です。VAT のための相互支援協定がノルウェーと締結されています。

- a) このような販売は、ノルウェーからのみ行われ、商品がノルウェーのみから発送される場合は、→仲介者を指名する必要はありません
- b) そのような販売は、中国からのみ行われ、商品が中国のみから発送される場合は、→仲介者を指名する必要があります
- c) そのような販売は、ノルウェーおよび中国からのみ行われ、ノルウェーおよび中国のみから発送される場合は、→仲介者を指名する必要があります

識別加盟国は個別の IOSS 識別番号を課税事業者に割り当てます（IMxxxxxxxxyz の形式を使用）。

課税事業者が EU⁷外に拠点を持つ場合、輸入スキームを利用する**仲介者**を指名する必要があります。仲介者は、EU に拠点を持つ課税事業者でなければなりません。加盟国は、国レベルで仲介者として活動する課税事業者に対してさらなる条件（例、保証要件）を課すことができます。輸入スキームの課税対象の識別加盟国は、仲介機関が登録されている加盟国です：

仲介者の識別加盟国とは、仲介者が事業を営む加盟国、すなわち事業を営む場所のことです。

⁶ 現在ノルウェーのみ。

⁷ EU が VAT の回収のための相互支援協定を締結していない第三国に拠点を持つ課税対象者、または VAT 指令が適用されない加盟国域で独自の事業を設立している課税事業者（VAT 指令 2006/112/EC の第 6 条参照）。

仲介者がまだ EU に拠点を持っていない場合、識別加盟国は仲介者が固定施設を有する加盟国となります。仲介者が複数の固定施設を持っている場合、その固定施設を有するいずれかの加盟国を識別加盟国として選択できます。この場合、仲介者は、現在の識別加盟国が解散または別の国に移転されない限り、当該暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束されます。

仲介者が EU に拠点を持っていない場合、仲介者として活動することはできません。

仲介者は、まず拠点を置く加盟国（識別加盟国）で登録することで、仲介者として活動することができます。この識別加盟国は、VAT 番号ではない個人識別番号を仲介者に割り当てて、仲介者が活動できるようにします（INxxxxyyyyyyz の形式を使用）。

次に、仲介者は、加盟国の輸入スキームのために自分が代理する課税事業者を同加盟国に登録します。この識別加盟国は、仲介者によって代表される各課税事業者に個別の IOSS VAT 識別番号（IMxxxxyyyyyyz の形式を使用）を割り当てます。

各プランで、課税事業者は 1 つのスキームに 1 つの識別加盟国しか持つことができません。上記の規則に従い、識別加盟国は課税事業者が使用するスキームによって異なる場合がありますので、注意してください。

表 2：識別加盟国

識別加盟国(MSI)			
	非連合スキーム	連合スキーム	輸入スキーム
EU 内に拠点を置く課税事業者	---	拠点がある加盟国<  EU 外の事業の場合、 固定施設のある加盟国 ⁸	
EU 内に拠点を持たない課税事業者	MSI の自由な選択	商品が発送された加盟国 ⁹	MSI は仲介者の MSI 輸入スキームを利用するため、仲介者を指名する必要があります
EU に拠点を持たないが、第三国で相互援助協定を結んでいる課税事業者	MSI の自由な選択		MSI の自由な選択
仲介者	---	----	拠点がある加盟国  EU 外の事業の場合、 固定施設がある加盟国 ¹⁰

⁸ 課税事業者が複数の加盟国に固定施設を持っている場合、これらの加盟国のどれを識別加盟国にするかを選択できますが、当該暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束されます。

⁹ 商品が複数の加盟国から発送/輸送される場合、課税事業者はこれらの加盟国のどれを識別加盟国にするかを選択できますが、当該暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束されます。

具体的な詳細

1. ワンストップショップに登録できるのは誰ですか？

3つの異なるスキームがあります：

a) 非連合スキーム：

EU 内に拠点を持たない課税対象者が、EU 内で行っているサービスを非課税対象者に提供する場合、非 EU スキームに登録することができます。

b) 連合スキーム：

次の課税事業者は、連合スキームに参加するために登録できます：

i. EU に拠点を持つ課税事業者は以下の通りです

- 課税事業者が事業所を持たない加盟国で行われる非課税者へのサービスの供給、および/または
- 欧州共同体内で商品の通信販売を実行する；

ii. EU に拠点を持たない課税事業者で、以下の者

- 欧州共同体内で商品の通信販売を実行する；

iii. みなし供給者課税事業者は、以下の者です

- 欧州共同体内で商品の通信販売を実行する、および/または
- 商品の地域内供給

c) 輸入スキーム：

150 ユーロ以下の価格で通信販売のために第三地域または第三国から商品を輸入する課税事業者は誰でも輸入スキームに登録することができます。EU 内に施設がない場合は、このスキームを利用するために仲介者を指名する必要があります。

表 3：OSS のスキームに登録できるのは誰ですか

非連合スキーム	連合スキーム	輸入スキーム
	• EU に拠点を持つ課税事業者（サービスおよび商品）	• EU に拠点を持つ課税事業者

¹⁰ 課税事業者が複数の加盟国に固定施設を持っている場合、これらの加盟国のどれを識別加盟国にするかを選択できますが、当該暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束されます。

EU 外に拠点を持つ課税事業者	• EU 外に拠点を持つ課税事業者（商品のみ）	• EU 外に拠点を持つ課税事業者（仲介者を指名する必要がある¹¹⁾）
-----------------	---	--

2. 識別加盟国でワンストップショップに登録するには？

これらのスキームのいずれかに登録するには、課税事業者は加盟国に特定の情報を提供する必要があります。加盟国は、課税事業者からこの情報を収集する方法を自由に選択できますが、電子的に提供する必要があります。実際には、加盟国はこの情報を提出するためのウェブポータルを提供します。

情報は、課税事業者が非連合スキーム、連合スキーム、または輸入スキームのどれを利用するように登録されているかによって異なります。

識別加盟国が必要な登録の詳細を受け取って確認した後（以下の 3 項を参照）、この情報はデータベースに保存され、他の加盟国に送信され、この情報の更新も行われます。この時点で、EU 以外のスキームまたは輸入スキームを採用している課税事業者は、識別加盟国から個別の VAT 識別番号を受け取ります。連合スキームの場合、個別の VAT 識別番号は付与されません。課税事業者にすでに割り当てられている国内の VAT 識別番号が使用されます。

付録 2 には、加盟国が相互に転送する登録情報が含まれています。

3. 識別加盟国では、登録内容について何らかの検査を行っていますか？

識別加盟国は、提供された登録情報に対して特定の検査を行い、課税事業者がスキームを利用するための条件を満たしているかどうかを確認します。少なくとも、課税事業者が他の加盟国において、同じスキームにすでに登録されているかどうか、あるいは見込まれる隔離期間（「除外」の章を参照）がまだ有効であるかどうかを確認します。

これらの確認の結果、識別加盟国は、ワンストップショップのスキームへの登録を拒否することができます。課税事業者は、この決定に対して上訴する際に国内手続きを請求することができます。

¹¹EU が VAT を回収するための相互援助に関する協定を結んだ第三国に課税事業者が拠点を持ち、その国からの輸入品の通信販売を提供する場合、仲介者を指名する必要はありません。

4. 課税事業者が複数のスキームに登録することはできますか？

はい、できます。なぜならこれらのスキームはさまざまな供給項目を対象とし、さまざまな課税事業者が利用できるからです。

EU 内に拠点を持つ課税事業者は、連合スキームと輸入スキームを利用することができます。

EU 内に拠点を持たない課税事業者は、3 つのスキームすべてを利用できる可能性があります。

表 4：OSS のスキームで申告できる供給項目は何ですか？

	非連合スキーム	連合スキーム	輸入スキーム
EU 内に拠点を持つ課税事業者	このスキームを利用することができません	- EU 内の B2C のサービスの供給¹² - 欧州共同体内で商品の通信販売 - 国内での物品の供給（みなし供給者によるのみ）	150 ユーロ以下の委託輸入品の通信販売
EU 内に<u>拠点を持たない</u>課税事業者	EU 内の B2C のサービスの供給	- 欧州共同体内で商品の通信販売 - 国内での物品の供給（みなし供給者のみ）	150 ユーロ以下の委託輸入品の通信販売

5. 課税事業者/仲介者には、個別の VAT 識別番号が割り当てられるのでしょうか？

連合スキームでは、個別の VAT 登録番号は、地域内供給のために識別加盟国が、課税

¹² 連合スキームで申告できるのは、供給者が拠点を持たない加盟国の顧客に対する B2C 供給のみです。

事業者すでに割り当てている番号と同じです。課税事業者がまだ VAT 登録番号を持っていない場合は、連合スキームに登録する前に、VAT 登録番号を取得する必要があります。課税事業者は、この番号がない場合、またはこの番号が有効でなくなった場合、連合スキームに登録することはできません。

非連合スキームおよび輸入スキームでは、識別加盟国が、課税事業者に個別の VAT 識別番号（非連合スキームでは EUxxxxxyyyyz、輸入スキームでは IMxxxxxyyyyz の形式を使用）を割り当てます。課税事業者が輸入スキームを利用するために仲介者を指名している場合、この番号は仲介業者が代理を務める課税事業者に割り当てられます。仲介者が複数の課税事業者の代理を務めている場合には、代理している人ごとに異なる VAT 識別番号を取得することになります。

仲介者自身は、仲介者として活動するための個人識別番号を、登録加盟国から取得します（INxxxxxyyyyz の形式を使用）。この番号は VAT の識別番号ではありませんので、ご注意ください。

6. 登録はいつから有効になりますか（開始日）？

通常の場合、非連合または連合スキームへの登録は、課税事業者が加盟国に、制度の利用を開始したい旨を通知した後の暦四半期の初日から有効となります。例えば、2022 年 2 月 15 日に、課税者がスキームの利用開始を希望する旨を識別加盟国に通知し、必要な情報を提供した場合、その課税事業者は、2022 年 4 月 1 日から、すなわち 2022 年 4 月 1 日以降に行われる供給品に対して、このスキームを利用することができます。2022 年 4 月 1 日がこのスキームの利用開始日となります。

ただし、課税事業者がこの日以前にスキームに基づく供給を開始する場合もあります。この場合、課税事業者は、最初の供給の翌月 10 日までに、スキームの下での活動を開始したことを、登録加盟国に通知していれば、最初の供給日からスキームの使用を開始することができます。課税事業者がこの期限を守らなかった場合、消費加盟国で直接 VAT の登録と会計処理を行う必要があります。

例として、上記の同じ課税事業者が、2022 年 3 月 1 日に非課税事業者に最初の供給を行うとします。2022 年 4 月 10 日までに、加盟国にその旨が通知されていれば、課税事業者は 2022 年 3 月 1 日から特別なスキームを利用することができ、その後の供給はすべてその特別なスキームの対象となります。これは、連合スキームと非連合スキームの両方に適用されます。この場合、スキームの開始日は 2022 年 3 月 1 日となります。

輸入スキームへの登録は、課税事業者またはその仲介者が、このスキームを利用するための個別の VAT 識別番号を割り当てられた日から有効となります。この日がスキームの開始日となります。

付録 2 には、登録日に関連する 3 つの表項目があります。付録 2 は登録情報に含まれており、加盟国が他の加盟国に送信します：

- 表項目 17：スキームの利用開始日；

これは、課税事業者がスキームの利用を開始する日です。

- 表項目 18：課税事業者またはその代わりに活動している仲介者が、スキームに登録申請した日；または仲介者としての登録申請日；

これは、課税事業者がスキームの利用開始を希望する旨を加盟国に通知し、必要な情報が送付される日です。実際には課税事業者がウェブポータル上で、必要な登録情報をすべて提供する日になります。

仲介者にとっては、登録加盟国に仲介者として活動を開始したい旨を伝え、必要な情報が送付される日となります。

- 表項目 19：識別加盟国による登録決定日。

これは、加盟国が、課税事業者またはその代わりに活動している仲介者から提供された情報が有効であることを確認した上で、課税事業者をそれぞれの特別スキームに登録する（またはその代理人として活動する仲介者を登録する）ことを決定する日です。

識別加盟国は、課税事業者/仲介者に対して、登録決定日を電子媒体によって確認します（これは、国内のワンストップショップウェブポータルで行うことができます）。

7. 課税事業者が、識別加盟国以外の加盟国に固定施設を有している場合や、識別加盟国以外の加盟国から商品を発送/輸送している場合はどうなりますか？

連合スキームまたは輸入スキームを利用する課税事業者が、識別加盟国以外に固定施設を有している場合、ワンストップショップの登録情報には、これらの他の加盟国にある固定施設の VAT 識別番号または税務参照番号、名称および住所を各々記載しなければなりません。これらの記載は固定施設が各スキームで申告できる供給を行うかどうかに関係なく必要です。この情報の要件は、付録 2の表項目 13.1 および 14.1 に記載されています。

さらに、連合スキームでは、課税事業者は、物品が発送、または輸送される加盟国（識別加盟国または上記の固定施設の加盟国を除く）の VAT 番号または税務参照番号を提供しなければなりません。

その上、課税事業者が他の加盟国で VAT 登録されているが、その加盟国に拠点を持っていない場合、その VAT 番号もワンストップショップの登録情報に含まれていなければなりません（付録 2の表項目 15.1）。

8. 課税事業者が登録情報を修正することはできますか？

課税事業者は、登録情報に変更があった場合でも、遅くとも変更があった翌月の 10 日までに識別加盟国に通知することが法的に義務付けられています。

郵便番号、電子メールアドレス、連絡先情報、固定施設のリスト、他の加盟国における VAT 番号のリストなど、登録情報の特定の要素を修正することができます。加盟国は、登録情報の修正方法と修正内容をより正確に定義します。

9. これらの修正はどうなるのでしょうか？

この情報に加えられたすべての修正を含めて、登録情報は、識別加盟国のデータベースに保存され、他の加盟国に送信されます。

10. 課税事業者がすでに MOSS（ミニワンストップショップ）に登録されている場合、どのような手続きが必要ですか？

2021 年 7 月 1 日以前に、課税事業者が MOSS の連合スキームまたは非連合スキームに登録されている場合、その日以降も OSS でその同じ特別なスキームを利用することができます。

ただし必要に応じて、以下の情報を提供するために登録データを更新するよう、識別加盟国から求められます：

- a) 個別の VAT 識別番号、またはそれが取得できない場合は、商品が発送、または輸送された加盟国が割り当てた税務参照番号（連合スキームのみ）；
- b) 課税事業者がみなし供給者として活動する電子インターフェイスであることの電子申告（連合スキームのみ）；
- c) 課税事業者が輸入スキーム（連合スキームと非連合スキームの両方）にも登録している場合は、識別加盟国から割り当てられた個別の IOSS VAT 識別番号。

11. VAT グループはどのように扱われますか？

加盟国が国内で VAT グループを法制化していることは承知していますが、ワンストップショップの特殊な状況に対する現実的な解決策として、VAT グループは以下のように取り扱われるものとして扱われます：

- VAT グループはワンストップショップを利用することができますが、登録の際には VAT グループであることを明記しなければなりません（登録情報を参照）；
- VAT グループは、国内での供給について登録されている VAT 識別番号で登録します；グループのメンバーが国内でも別の番号を与えられている場合、VAT グループに割り当てられた単一の番号をワンストップショップ登録に使用する必要があります¹³。
- VAT グループのメンバーが他の加盟国に固定施設を有する、または有する予定である場合、その固定施設との関係は切れ、ワンストップショップ登録の目的上、その固定施設からの供給を VAT グループのワンストップショップ VAT 申告書で申告することはできません。
- 同様に、VAT グループから当該固定施設の加盟国への供給は、当該固定施設の国内 VAT 申告書を介してではなく、ワンストップショップの VAT 申告書を介して申告する必要があります。
- したがって、VAT グループは、他の加盟国のいかなる固定施設も、ワンストップショップ登録に含めることはできません。

12. 事業もしくは施設の所在地、または商品の発送、もしくは輸送元の加盟国に変更がない場合の、識別加盟国の自主的な変更：

非連合スキームを利用している課税事業者は、いつでも自分の識別加盟国を変更することができます。このような変更は、暦四半期終了時に有効となります。

連合スキームを利用している課税事業者は、次の 2 つの場合にのみ、自発的に識別加盟国を変更することができます：

- 課税事業者は、EU 外で事業を設立しているが、少なくとも 2 つの異なる加盟国に固定施設を有している：
課税事業者は、識別加盟国として固定施設を有する別の加盟国を、選択できます。この変更は暦四半期終了時に発効し、課税事業者は当該暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束されます。

¹³ この番号は、新しい番号でも、グループのメンバーにすでに割り当てられている既存の番号でも構いません。

- 課税事業者は、EU 内に拠点を持っていない（EU 内に事業所や固定施設がない）が、少なくとも 2 つの異なる加盟国に商品の在庫を持っている：

識別加盟国として、商品の発送、または輸送を行う別の加盟国を選択することができます。この変更は暦四半期終了時に発効し、課税事業者は当該暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束されます。

輸入スキームを利用している課税事業者は、EU 外に事業拠点を持つが、少なくとも 2 つの異なる加盟国に固定施設を持っている場合、識別加盟国を変更することができます：

課税事業者は、識別加盟国として固定施設を有する別の加盟国を、選択できます。旧加盟国の輸入スキームからの除外は、除外決定書が送付された日の翌月 1 日から有効となります。課税事業者は、個別の IOSS VAT 識別番号を割り当てられた日から、（新しい）識別加盟国で輸入スキームを利用することができます。課税事業者は、当該暦年とそれに続く 2 年間この決定に拘束されます。

いずれにしても、これは自主的な登録解除の後に、登録を行うものです。したがって、課税事業者は、旧識別加盟国での登録を解除して、新識別加盟国での登録手続きを、通常のルールに従って行う必要があります。

13. EU 内に拠点を持つ課税事業者が、輸入スキームの仲介者を指名することはできますか？ できる場合、課税事業者は自身が事業拠点を持つ加盟国から仲介者を指名しなければなりませんか？ できない場合、どの加盟国がこの場合の識別加盟国になるのですか？

EU 内に拠点を持つ課税事業者は、輸入スキームを利用するために仲介者を指名する必要はありませんが、自由に仲介者を指名することができます。課税事業者は仲介者を選ぶことができますが、自身が拠点を持つ加盟国で定められた仲介者を指名する義務はありません。

仲介者が代表する課税事業者の識別加盟国は仲介者が事業拠点を持つ加盟国となります。また、EU 外に事業拠点を持つ場合は、仲介者が固定施設を有する加盟国となります。

14. 中小企業向けの特別スキーム（SME スキーム）を利用している課税事業者が、連合スキームおよび輸入スキームの登録を行うことはできますか？ それができる場合の条件は？

EU 内に拠点を持つ課税事業者は、連合スキームを利用して、スキームの対象となる商品やサービスの供給を申告することができます。中小企業向けの特別スキームを利用している課税事業者は除外されず、したがって、連合スキームに登録することができます。連合スキ-

ムに登録するためには、当該者が拠点を有する加盟国（識別加盟国）の VAT 識別番号が必要となりますが、連合スキームを利用するために中小企業向けの特別スキームを脱退する必要はありません。

第三地域または第三国から輸入した商品を、EU 内の顧客に販売する課税事業者は、輸入スキームを利用して、これらの販売に対する VAT を申告および納付をすることができます。ただし、中小企業向けの特別スキームを利用している課税事業者は、輸入スキームを利用するためには中小企業向けスキームから脱退しなければならず、自身の識別加盟国の VAT 識別番号が必要となります。このような条件がつくのは、非課税のリスクを避けるためです。

パート 1b - 登録解除/除外

背景

課税事業者は、自発的にスキームから離脱（登録抹消）することができ、識別加盟国によってスキームから除外されることもあります。同様に、仲介者は自発的に仲介者として活動することをやめることができ、また識別加盟国によって登録から削除されることもあります。

課税事業者は、規則を継続的に遵守していない場合、特定の期間において、3 つのスキーム（非連合スキーム、連合スキーム、輸入スキーム）をすべて、使用することができなくなります。同じく、仲介者が輸入スキームの規則を継続的に遵守しない場合は、仲介者としての活動を禁じられます。この期間を隔離期間と言います。

具体的な詳細

登録解除

1. 課税事業者がワンストップショップの登録を解除するには、どのようにしたらいいですか？ / 仲介者はどのようにしてそういう活動をやめるのですか？

非連合スキームまたは連合スキームから登録を解除するには、課税事業者は、スキームの利用を中止しようとする暦年の前の四半期終了時の少なくとも 15 日前には、識別加盟国に通知する必要があります。つまり課税事業者が、7 月 1 日以降のスキームから登録を解除したい場合は、6 月 15 日までに識別加盟国に通知しなければなりません。輸入スキームの登録を解除するためには、課税事業者（または課税事業者の代わりに活動する仲介者）は、スキームの利用を中止しようとする月の前月末の少なくとも 15 日前には、識別加盟国に通知する必要があります。

加盟国は、スキームからの登録解除の意図を通知するために、独自のプロセスを実施しますが、これは電子的に行わなければなりません。

ひとたび課税事業者がスキームの使用を中止した場合には、中止日以降に VAT が課税される供給によって生じた義務は、消費加盟国に直接履行されます。

再登録には閉鎖期間がないことに注意してください。課税事業者は、登録を解除したスキームを利用する条件を満たしていれば、いつでも登録することができます。

輸入スキームでの仲介者としての活動を停止したい仲介者は、その旨を識別加盟国に通知しなければなりません。識別加盟国はその後、識別登録から仲介者を削除します。この削除は、翌暦月の 1 日から有効となります。その仲介者が代理となっていた課税事業者は、結果的に輸入スキームから除外されます。削除の効力は、削除の決定が電子的に送付された日の翌月 1 日から発生します。

これらの課税事業者は、条件を満たしていれば、輸入スキームに直接登録するか、他の仲介者を指名して、このスキームを継続して利用することができます。

2. 課税事業者/仲介者が、事業所や固定施設、あるいは識別加盟国で保有していた商品の在庫を他の加盟国に移し、同じスキームを（中断することなく）継続して使用したい場合はどうすればよいですか？

もし、課税事業者が

- 事業所を、ある加盟国から別の加盟国に移動した場合、
- 識別加盟国での事業拠点を廃止した場合、
- 識別加盟国において商品の在庫を持たなくなった場合において、

スキームの利用を継続したい場合は、課税事業者は、現在識別加盟国でのスキームの登録を解除し、他の加盟国（事業所を移転した加盟国、他の固定施設を有する加盟国、または商品の在庫を有する加盟国）でスキームの登録を行う必要があります。

この場合、旧識別加盟国での登録抹消日と新識別加盟国での登録日は、変更日となります（すなわち、事業の他の加盟国への移転、識別加盟国での固定施設の閉鎖など：識別加盟国ではもはや在庫を保有していない場合）。隔離期間はありません。ただし、課税事業者は、変更があった翌月の 10 日までに、両加盟国（旧識別加盟国と新識別加盟国）にその旨を通知する必要があります。

例として、ある課税事業者がオランダで事業を立ち上げ、2022 年 1 月 1 日からオランダの連合スキームに登録したとします。事業再編に伴い、2022 年 3 月 21 日に事業所をフランスに移転しました。連合スキームを継続して利用するためには、課税事業者は、オランダで連合スキームの登録を解除し、フランスで連合スキームに登録する必要があります。オランダでの登録抹消日、フランスでの登録日は、2022 年 3 月 21 日¹⁴です。課税事業者は、2022 年 4 月 10 日までにこの変更を両加盟国に通知しなければなりません。

¹⁴ 2022 年 3 月 21 日に提供するサービス/商品は、フランス連合スキームの VAT 申告に含まれます。

この期間内に両加盟国に通知しなかった場合、課税事業者は、2022 年 3 月 21 日時点で行われた提供品に関して、顧客がいる各加盟国で VAT の登録と会計処理を行う必要が生じます。

仲介者が事業所をある加盟国から別の加盟国に移転、または EU 外に事業所を移転した場合、加盟国に固定施設を有していても同様の手続きが必要となります。このように識別加盟国を即座に変更できるのは、仲介者自身だけで、仲介者が代理をする課税事業者には適用されません。このような課税対象者は、除外の決定が電子的に送信された日の翌月の初日から、輸入スキームから除外されます。また、輸入スキームを継続して利用するために、同じ仲介者（新識別加盟国において）または他の仲介者を自由に指名することができます。いずれの場合も、仲介者は、自分が代理する課税事業者を輸入スキームに登録する必要があり、その課税事業者ごとに新しい IOSS VAT 識別番号を受け取ります。また、課税事業者は、輸入スキームを利用するために仲介者を指名する必要がない場合（すなわち、EU 内、または EU が VAT 回収のための相互支援に関する協定を結んでいる第三国で設立している場合）は、直接登録することもできます。

3. 課税事業者が、事業所または固定施設を、識別加盟国から第三国へ、または第三国から加盟国へ移動しても、特別スキームを継続して使用したい場合はどうすればよいですか？
- a) 課税事業者がその事業所または固定施設を識別加盟国から第三国に移転し、特別スキームを継続して使用したい場合、連合スキームおよび/または輸入スキームを使用していると、その登録に影響が生じます（EU→第三国）：

連合スキーム：

課税事業者が行う供給（商品またはサービス）によって結果が異なります。

- **サービス：**課税事業者が EU 内で事業を行わなくなった場合、サービスの提供を申告するための連合スキームを利用する条件を満たさなくなります。課税事業者はスキームから除外されます。除外は、除外決定書が送付された日の翌暦四半期の初日から有効となります。サービスの提供を申告するために特別なスキームを使い続けたい場合は、選択した加盟国で非連合スキームに登録しなければなりません。開始日は、翌暦四半期の初日となります。
- **商品：**課税事業者が EU 内で設立していない場合でも、商品が加盟国で保管され、その加盟国から他の加盟国の顧客に発送、または輸送されている場合には、その商品の域内通信販売を申告するために連合スキームを利用することができます。

2 つのシナリオが考えられます：

- 商品は課税事業者が現在の識別加盟国から発送、または輸送されます。課税事業者は、識別加盟国で連合スキームを継続して利用することができますが、事業所または固定施設の変更については、登録情報を更新して加盟国に通知する必要があります。
- 商品が現在の識別加盟国とは別の加盟国から発送されている場合。課税事業者は、現在の識別加盟国において、連合スキームから除外されます。除外は、除外決定書が送付された日の翌暦四半期の初日から有効となります。品の欧州共同体内での通信販売を申告するために連合スキームを継続して利用したい場合は、商品を発送、または輸送する加盟国で登録する必要があります。開始日は、翌暦四半期の初日となります。

輸入スキーム：

- 課税事業者が EU または EU と相互援助協定を結んでいる第三国での設立がなくなった場合、輸入スキームを継続して利用することができますが、そのためには仲介者を指名しなければなりません。課税事業者は、現在の識別加盟国から除外され、指名した仲介者によって（新）識別加盟国で登録されます。識別加盟国は変わらない可能性があります、新たな登録が必要となり、新しい IOSS VAT 識別番号が付与されますので、注意してください。除外は、除外決定書が送付された日の翌月 1 日から有効となります。課税事業者は、自身またはその仲介者に IOSS VAT 個別の識別番号が割り当てられた日から、（新）識別加盟国で輸入スキームを利用することができます。
 - 課税事業者が EU または EU と相互援助協定を結んでいる第三国で事業を行っていないにもかかわらず、仲介者を介して輸入スキームを利用している場合（仲介者の指名は必須ではありませんが）、その課税事業者はスキームを継続して利用することができますが、仲介者は当該課税事業者の登録情報を適宜更新する必要があります。
- b) 課税事業者が事業所または固定施設を第三国から加盟国に移転し、引き続き特別スキームを使用したい場合は、非連合、連合または輸入スキーム（**第三国→EU**）のどれを使用しているかによって、登録に影響があります：

非連合スキーム：

課税事業者は、現在 EU 内に居住しているため、サービスの供給を申告するために非連合スキームを利用する条件を満たさなくなりました。非連合スキームから削除され、連合スキームに登録して B2C のサービスの供給を申告できるようになります。課税事業者が設立されている加盟国が識別加盟国となります。非連合スキームからの除外は、除外決定書が送付さ

れた日の翌暦四半期の初日から有効となります。連合スキームの開始日は、翌暦四半期の初日となります。

連合スキーム：

これまで連合スキームを利用して商品の欧州共同体内通信販売を申告していた課税事業者は、連合スキームを利用してB2Cのサービスの供給も申告できるようになりました。識別加盟国は、設立されている加盟国（事業所または固定施設）となります。

- 事業所（または固定施設）の移転先が同じ加盟国（識別加盟国）で、連合スキームを利用している場合は、この加盟国でスキームを継続して利用することができますが、登録情報を更新する必要があります。
- 事業所（または固定施設）を移転した加盟国とは別の加盟国で連合スキームを利用している場合、その加盟国でこのスキームを利用するための条件を満たさなくなり、除外されることになります。除外は、除外決定書が送付された日の翌暦四半期の初日から有効となります。その後、現在設立されている加盟国で登録することができます。開始日は、翌暦四半期の初日となります。

輸入スキーム：

- 課税事業者が仲介者を介して輸入スキームを利用しており、今後も仲介者を介して輸入スキームを利用したい場合は、変更はありませんが、登録情報を更新する必要があります。
- 課税事業者が仲介者を介して輸入スキームを利用しており、仲介者を介さずにスキームの利用を継続したい場合は、仲介者に輸入スキームからの登録を解除してもらう必要があり、その後、課税事業者が事業を行う加盟国で仲介者を介さずに登録することができます。これは、識別加盟国が同じ場合にも適用されます。除外は、除外決定書が送付された日の翌月 1 日から有効となります。（新）識別加盟国での開始日は、本人またはその仲介者に IOSS の個別 VAT 識別番号が割り当てられた日となります。

4. 課税事業者は、2020 年に事業を行っていない加盟国の非課税事業者への TBE サービス（通信・放送・電子サービス）の提供総額が 10,000 ユーロを超えていない場合、2021 年 7 月 1 日から連合スキームの登録を解除すべきですか？

他の加盟国の非課税者へ TBE サービスが提供できるのは、原則として顧客の加盟国になります。ただし、マイクロビジネスの方々の事務負担を軽減するために、この原則に対する緩和措置が導入されています。このしきい値は、2019 年 1 月 1 日以降は TBE サービスに、2021 年 7 月 1 日以降は TBE サービスと商品の欧州共同体内通信販売（両タイプの提供の合計）に適用されます。この特例では、以下の場合、これらのサービスおよび商品の供

給地は、供給者の属する加盟国であると規定されています：

- 1 つの加盟国のみで設立しているか、設立していない場合は恒久的な住所を有しているか、または普段その加盟国に居住していること。
- 本年度、および前暦年度において、これらの提供品の合計金額が 10,000 ユーロ（VAT を除く）を超えないこと。

供給者は、顧客ルールに基づいた加盟国の適用を選択することができますが、この場合、2 暦年の間、この決定に拘束されます。

しきい値を超えた時点で、いかなる場合でも、供給地は顧客の加盟国（サービス）/商品の輸送が終了した加盟国（商品）となります。

つまり、2020 年にサービス関連の提供が 10,000 ユーロを超えなかった課税事業者は、2021 年に自主的に連合スキームから登録を解除することができます。しかし、特に 2021 年に売上高がこのしきい値を超えることが予想される場合には、一般的な提供地のルールを適用し、連合スキームの使用を継続することを選択できます。

しきい値である 10,000 ユーロは、TBE サービスの提供と商品の欧州共同体内通信販売の合計として計算され、商品とサービスを個別に適用するものではありません。さらに、1 つの加盟国のみで設立されている課税事業者にのみ適用されます。

5. ユーロを採用していない加盟国は、10,000 ユーロのしきい値に対応する本国通貨の価値をどのように計算すべきですか？

ユーロを採用していない加盟国は、2017 年 12 月 5 日（このしきい値を導入した指令 (EU)2017/2455 の採択日）に欧州中央銀行が公表した為替レートを適用して、国内値を算出する必要があります。

除外

課税事業者は、以下のいずれかの理由により、識別加盟国によって、利用しているスキームから除外されます：

- 本人またはその仲介者が、利用しているスキームに該当する商品および/またはサービスの供給を終了する旨を通知した場合；
- 特別なスキームでの活動は終了していると考えられる場合
 - 8 暦四半期連続で特別スキームに基づくサービスなどが行われていない；
- 次にあげるように、スキームの使用に必要な条件を満たさなくなった場合：
 - 非連合スキームを利用する課税事業者が、その事業を加盟国に移転するか、

- または加盟国に固定施設を設置する場合。
 - 輸入スキームを利用するために課税事業者から指名された仲介者が、その課税事業者の代理をもちやしていないことを通知した場合。
- 制度に関する規則を継続的に遵守していない場合 - これは、少なくとも以下の場合に該当すると定義されます：
 - 直近の 3 回の申告期間について申告書提出の督促状が課税事業者（またはその仲介者）に送付されており、督促状の送付後 10 日以内にそれぞれの申告期間についての VAT 申告書が提出されていないこと。
 - 直近の 3 回の申告期間について、課税事業者（またはその仲介者）に支払いの督促状が送付されており、これらの督促状をそれぞれ受け取ってから 10 日以内に全額が支払われていない場合（各申告の未払い額が 100 ユーロ未満である場合を除きます）。
 - 課税事業者やその仲介者が、識別加盟国からの督促から 1 か月以内に、識別加盟国が電子的に利用できるようにしなかった場合。

課税事業者が継続して規則に従わないために 1 つのスキームから除外された場合、現在使用している他のすべてのスキームから除外され、停止期間が終了する前に 3 つのスキームのいずれにも登録できなくなります（下記の停止期間を参照）。課税事業者が他の加盟国で別のスキームに登録されている場合、識別加盟国においても、課税事業者を継続的な義務の不履行として除外されなければなりません。除外は、識別加盟国から他のすべての加盟国に遅滞なく通知されます。

課税事業者が輸入スキームから除外された場合、その IOSS VAT 識別番号は最大 2 か月間有効となります。これにより、除外日より前に供給された商品の輸入が可能になります¹⁵。ただし、課税事業者が輸入スキームの規則を継続的に遵守しなかったために除外された場合は、この限りではありません。この場合、IOSS の VAT 識別番号は、除外決定が課税事業者に送付された日の翌日から無効となります。

以下の場合、**仲介者**は識別登録から削除されます。

- 連続する 2 暦四半期（6 か月）の間、輸入スキームを利用する課税事業者のための仲介者として活動していないこと。
- 仲介者としての活動に必要な条件を満たさなくなった場合（例、仲介者が EU 内で業務を行わなくなった場合）、または
- 輸入スキームに関連する規則を継続的に遵守しなかった場合。

仲介者が輸入スキームの規則を継続的に遵守しない場合、その仲介者は識別登録から除外されます。その仲介者が代理を務めていた課税事業者は、もはや仲介者に代表されておらず、輸入スキームを利用する条件を満たしていなければ、結果的に輸入スキームから除外されます。

課税事業者がコンプライアンスを遵守していない仲介者を指名したことに気付いた場合、別の仲介

¹⁵この期間は、識別加盟国によって決定されます。

者を指名することができます。

いずれの加盟国も、課税事業者の除外や仲介業者の登録抹消を識別加盟国に求めることができますが、除外するかどうかを決定するのは識別加盟国のみです。課税事業者または仲介者は、識別加盟国で適用される国内手続きに従って、排除の決定に対して異議を申し立てることができます。

登録解除/除外が有効となる日

1. 自発的な停止

課税事業者が非同盟または連合スキームを自発的に脱退した場合、停止は次の暦四半期の初日から有効になります。課税事業者が自発的に輸入スキームから離脱した場合、その停止は翌月の1日から有効となります。その日以降に行われたサービスは、輸入スキームでは申告できません。

仲介業者が自発的にその活動を停止した場合、認証登録からの削除は、削除決定の翌月1日から有効となります。

2. 除外 a) 使用中のスキームの対象となる供給を行わなくなった場合、b) スキームを利用するための条件を満たさなくなった場合、c) 輸入スキームの仲介者がなくなった場合

これらの場合、**課税事業者**の非連合スキームまたは連合スキームからの除外は、除外に関する決定が課税事業者に電子的手段で送付された日の翌暦四半期の初日から有効となります。

輸入スキームからの除外は、除外の決定が電子的手段で課税事業者に送付された日の翌月1日から有効となります。

2 暦四半期連続して仲介者としての活動を行っていない場合や、仲介者としての活動に必要な条件を満たさなくなった場合の**仲介者**の識別登録からの削除は、削除の決定が仲介者とその仲介者が代理人となる課税事業者に電子的手段で送付された日の翌月1日から有効となります。

3. 事業所または固定施設を他の加盟国に移転するための登録抹消（識別加盟国の変更）（連合スキーム、輸入スキーム）

課税事業者/仲介者の除外が

- 事業所または固定施設の変更によるもの（連合スキームまたは輸入スキーム）または

- 商品の発送、または輸送を行う場所の変更（連合スキームのみ）による場合、

変更の翌月の 10 日までに、課税事業者/仲介業者が両加盟国に変更に関する情報を伝達することを条件に、変更日から有効となります。

4. 継続的に規則に従わない場合の除外

課税事業者が、非同盟または連合スキームに関する規則を継続的に遵守しない場合、除外は、除外の決定が課税事業者に電子的手段で送付された日の翌暦四半期の初日から有効となります。

継続的な不履行を理由とする課税事業者の輸入スキームからの除外は、除外に関する決定が課税事業者に電子的手段で送付された日の翌日から有効となります。

輸入スキームの規則を継続的に遵守しなかったことを理由とする**仲介者**の識別登録からの除外は、除外の決定が仲介者とその仲介者が代理となる課税事業者に電子的手段で送付された日の翌日から有効となります。

表 5：除外/削除の有効期限

除外/削除発効日				
	非連合スキームに おける課税事業 者	連合スキームにお ける課税事業者	輸入スキームにおけ る課税事業者	仲介者
自発的な停止 ¹⁶	通知後の暦四半期の初日 ¹⁷		通知後の月の初日 ¹⁸	通知後の月の初日
除外（対象となる供給品はなくなり；条件が満たされなくなった；もう仲介者はいない） 仲介者（6 か月間、仲介者として活動していない場合；条件が満たされなくなった）	除外決定後の 暦四半期の初日		除外決定後の 月の初日	削除決定後の 月の初日
事業所／固定施設の他の加盟国への移転	不可能	その変更日 ¹⁹	その変更日 ²⁰	その変更日 ²¹

¹⁶ これには、課税事業者が現在の加盟国で（連合または輸入）スキームを利用する条件を満たしているにもかかわらず、加盟国の変更を選択した場合も含まれます。

¹⁷ ただし、課税事業者が制度の利用を中止しようとする暦四半期末の少なくとも 15 日前に、識別加盟国に通知していることが条件となります。

¹⁸ ただし、課税事業者が制度の利用をやめようとする月の前月末の少なくとも 15 日前に、本人確認を行った加盟国に通知した場合に限る。

¹⁹ ただし、その変更は、変更後の月の 10 日までに、課税事業者から両加盟国に通知される。

²⁰ ただし、その変更は、変更後の月の 10 日までに、課税事業者/仲介者から両加盟国に通知される。

²¹ ただし、その変更は、変更後の月の 10 日までに、課税事業者/仲介者から両加盟国に通知される。

継続的な不履行	除外決定後の 暦四半期の初日	除外決定後の 初日	削除決定後の 初日
---------	-------------------	--------------	--------------

隔離期間

隔離期間とは、課税事業者がワンストップショップのいずれかのスキームを利用することから除外されている期間、または仲介者が輸入スキームを利用する課税事業者のためにそのような活動を行うことができない期間を指します。隔離期間は以下の場合にのみ適用されます。

- a. **課税事業者**が特別なスキームに関する規則を継続的に遵守していない場合 - 課税事業者が除外されていた（四半期・月次）申告期間から 2 年間の隔離期間がある。当該者は、現在使用しているすべてのスキームから除外され、3 つのスキームのいずれでも、2 年間使用することから除外されます。当該者は、すべてのスキームの隔離期間が経過した後にのみ、スキームに（再）登録することができます。

例：

1. 課税事業者がフランスで事業を立ち上げました。当該者は、**連合スキーム**と**輸入スキーム**を利用しています（両方のスキームの識別加盟国はフランスです）。
2. 当該者は、**組合制度の規則**を執拗に遵守しないため、2024 年 5 月 21 日にこのスキームから除外されます（除外決定）。
3. 連合スキームからの除外は、除外決定後の暦年の初日、すなわち 2024 年 7 月 1 日に有効となります。隔離期間は、課税事業者が除外されていた申告期間（暦四半期）から 2 年間です。

連合スキームの隔離期間は、2024 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日です。

4. 継続的な不履行による連合スキームからの除外は、他のすべてのスキームからの除外を誘発し、課税事業者は隔離されている間、3 つのスキームのいずれにも（再）登録できません。
5. そのため、当該者は、2024 年 5 月 21 日に輸入スキームから除外されます。輸入スキームからの除外は、除外決定後の初日、すなわち 2024 年 5 月 22 日から有効となります。隔離期間は、課税事業者が除外されていた申告期間（月）から 2 年

間です。

輸入スキームの隔離期間は、2024 年 6 月 1 日～2026 年 5 月 31 日です。

6. 課税事業者は、すべての隔離期間が経過した時点、すなわち**2026 年 7 月 1 日以降に、いずれかの制度に（再）登録することができます。**

- b. **仲介者が輸入スキームに関する規則を継続的に遵守しない場合。登録抹消された月から 2 年間の隔離期間があります。その結果、当該者が代表する課税事業者も、輸入スキームを利用するための条件を満たさなくなり、除外されることになります。ただし、輸入スキームの条件を満たしていれば、すぐに再登録することができ、すなわち EU 内で設立されている場合は直接登録するか、別の仲介業者を指名することで再登録することができます。**

例：

1. 課税事業者がベルギーで仲介者として登録されています。当該者が、輸入スキームに関する規則を継続的に遵守せず、加盟国であるベルギーから除外されています。除外決定は、2027 年 4 月 6 日に仲介者とその仲介者が代表する課税事業者に送付されます。
2. 識別登録からの仲介者の抹消は、削除の決定が仲介者とその仲介者が代表する課税事業者に送付された日の翌日、すなわち 2027 年 4 月 7 日から有効となります。
3. その仲介者は、その登録を抹消された月から 2 年間は、仲介者として活動することができません。そのため、隔離期間は 2027 年 5 月 1 日～2029 年 4 月 30 日となります。
4. 仲介者が代表する課税事業者は、輸入スキームから除外されます。当該者の除外は、除外決定書が送付された日の翌月 1 日から有効となります。引き続き輸入スキームを利用するためには、仲介業者を介して再登録する必要があります。再登録は、新たな仲介者が、自らが代表する課税事業者に関する IOSS の個別 VAT 識別番号を付与された日から有効となります。

なお、仲介者として活動している課税事業者が、継続的な不履行のために識別登録から削除された場合は、この登録からのみ削除されますので、注意してください。当該者自身が特別なスキームを使用している場合には、その永続的な不履行の結果として、これらのスキームから除外されることはありません。

パート 2 - ワンストップショップ VAT 申告

背景

特別スキームのいずれかを利用している課税事業者、または輸入スキームを利用している課税事業者を代理する仲介者は、各課税期間においてサービスや物品が供給されたか否かに関わらず、電子的な方法でワンストップショップ VAT 申告書を提出する必要があります。その期間に EU 内での供給が行われていない場合は、「ゼロ申告書」を提出しなければなりません。課税期間は、非連合および連合スキームでは暦四半期、輸入スキームでは暦月となります。ワンストップショップの VAT 申告書（およびそれに伴う支払い）は、申告書の対象となる課税期間の翌月末までに提出する必要があります。

ワンストップショップの VAT 申告書には、スキームを利用する課税事業者が消費地である各加盟国の顧客に行った供給の詳細が記載されています。連合スキームでは、供給が分割され、商品やサービスの供給に関する詳細が示されます。課税事業者は、本人確認を行った加盟国から提供されるサービスを、本人確認を行った加盟国とは別の加盟国にある固定施設から供給されるサービスとは別に記載しなければなりません。また、連合スキームにおける商品の供給は、商品の発送/輸送が開始される加盟国に応じて個別に表示されます。

識別加盟国は、ワンストップショップの VAT 申告書を消費地の加盟国ごとに分割し、その詳細を消費地の各加盟国に送付します。連合スキームの場合は、設立地の加盟国と、商品が発送、または輸送された加盟国にも送付します。

識別加盟国は、ワンストップショップの VAT 申告書ごとに固有の参照番号を生成し、この番号を課税事業者/仲介者に通知します。この番号は、課税事業者/仲介者が対応する支払いを行う際に参照する必要があるため、重要です。

具体的な詳細

1. ワンストップショップの VAT 申告では、どのような供給品を申告することができますか？

ワンストップショップ VAT 申告書に記載される情報は、それぞれのワンストップショップスキームの下で行われた供給に関連するものです。

非連合スキームでは、EU 内で行われる非課税事業者へのサービスの供給（識別加盟国

で行われるサービスの供給を含む）となります。

例：

米国で設立されたトレーダーが、非連合スキームを利用するためにアイルランドで登録を行います。フィンランド、スウェーデン、アイルランドの非課税事業者に電子サービスを提供しています。当該者は、アイルランドで行われたものも含め、これらすべての B2C 供給を非連合国の VAT 申告書を介してアイルランドで申告しています。

連合スキームでは、次の通りです。

- a. **課税事業者（供給者）が設立されていない加盟国で行われる非課税事業者へのサービスの供給。**このようなサービスはすべて、識別加盟国にある施設から供給されているか、加盟国外にある可能性のある固定施設から供給されているか、または識別加盟国とは別の加盟国にある固定施設から供給されているかにかかわらず、組合スキームで申告しなければなりません。課税事業者が EU で設立されていない場合は、そのようなサービスを EU のスキームで申告することはできません。

ここで重要なのは、課税事業者がある加盟国に（事業または固定）施設を持っている場合、その加盟国は連合スキームにおける消費地の加盟国にはなりませんので、注意してください。課税事業者が事業所または固定施設を有する加盟国の個人消費者に行ったサービスの提供は、ワンストップショップの申告書ではなく、その加盟国の国内 VAT 申告書を介して申告する必要があります。ただし、課税事業者が VAT 登録をしているが設立されていない加盟国でサービスが提供された場合は、OSS の VAT 申告書でこれらのサービスを申告する必要があります。

例：

- オランダで設立された貿易業者が、フランスとベルギーに固定施設を持ち、オーストリアで設立されずに VAT 登録されている場合。
 - このトレーダーは、オランダの本社からフランス、ドイツ、オーストリアの個人に電気通信サービスを提供しています。
 - また、当該者は、ベルギーの固定施設からは、フランスやドイツの個人向けに電気通信サービスを提供しています。
 - トレーダーは、本社および固定施設からの供給品を申告します：
 - オランダのワンストップショップ申告を介してドイツとオーストリアのお客様に提供しています。
 - フランス国内の VAT 申告を介して、フランス国内のお客様に提供しています。
- b. さらに、課税事業者（EU 内で設立されているか否かを問わない）は、この制度を利用して商品の**欧州共同体内通信販売を申告**することができます（識別加盟国または

設立された加盟国で行われたものを含む）。

例：

- あるトレーダーがキプロスでビジネスを立ち上げ、ブルガリアに固定施設を持っています。当該者は、キプロス（識別加盟国）の同盟・スキームを利用しています。
- 当該者は、キプロスにある商品をギリシャとキプロスの非課税者に供給しています。また、当該者は、ブルガリアにある商品をキプロスとブルガリアの非課税者に供給しています。
- トレーダーは、ワンストップショップの申告書で以下の供給を申告します：
 - キプロスからギリシャへの商品の供給
 - ブルガリアからキプロスへの商品の供給
- キプロスからキプロス、ブルガリアからブルガリアへの商品の供給は、商品の欧州共同体内通信販売ではないため、キプロスとブルガリアのそれぞれの国内 VAT 申告書で申告する必要があります。

- c. 課税事業者は、自分が**みなし供給者**となっている商品の国内供給についても、連合スキームで申告することができます。

例：

中国で設立された課税事業者が、ベルギーの非課税事業者に電子インターフェイスを介してタブレット（商品）を販売します。電子インターフェイスは、供給を促進し、この商品の供給のためにみなし供給者となります。タブレットはベルギーに設置され、ベルギーのお客様に発送されます（国内供給、輸送の開始と終了はベルギーで行われます）。通常、このような地域内供給は、国内の VAT 申告書で申告する必要があります。ただし、連合スキームを利用しているみなし供給者は、連合ワンストップショップ VAT 申告書でそのような供給を申告する必要があります。

輸入スキームでは、課税事業者は、第三地域または第三国から輸入された商品の通信販売が 150 ユーロを超えないように申告します。このしきい値は、1 つの委託先につき適用されます。なお、物品税の対象となる製品は、輸入スキームでは申告できませんので、ご注意ください。

表 6：どのような B2C 供給がどのスキームで申告できるのか？

非連合スキーム	連合スキーム	輸入スキーム
	商品の供給 （物品税の対象となる商品を含む） EU 内での商品の供給	商品の供給 （消費税対象商品を含む）

サービスの供給	• みなし供給者商品の国内供給 およびサービス： • 設立していない供給者の加盟国でのサービスの	• 第三地域/第三国から輸入された • 委託販売≤150 ユーロ
---------	---	---

2. ワンストップショップの VAT 申告書はいつ提出する必要がありますか？

課税事業者/仲介者は、税金申告の対象となる課税期間の終了後の翌月末までに、識別加盟国にワンストップショップ VAT 申告書を電子的に提出する必要があります。

非連合スキームと連合スキーム	
課税期間-暦四半期	OSS 申告の提出日
Q1: 1 月 1 日から 3 月 31 日	4 月 30 日
Q2: 4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月 31 日
Q3: 7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月 31 日
Q4: 10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月 31 日（翌年）

輸入スキームでは、課税期間は 1 暦月です

週末または祝日にあたる場合でも、申告の提出期限は変更されていません。

課税事業者は、申告期間が終了する前にワンストップショップ VAT 申告書を提出することはできません。

3. ワンストップショップの VAT 申告書を期限内に提出しない場合はどうすればよいですか？

課税事業者/仲介者が納税申告書を期限内に提出しなかった場合、識別加盟国は、課税事業者/仲介者に納税申告書を提出するように督促状を発行する必要があります。この督促状は、申告の提出日から 10 日後に電子的に送信されます。

それ以上の督促状は、消費加盟国によって発行されます。以下の項目 18 の説明にかかわらず、申告は常に識別加盟国に電子的に提出する必要があります。その規則と手順によれば、申告書の提出遅延に関連する罰則と料金は、消費加盟国の管轄に属します。

課税対象者が 3 回連続した申告期間に督促状を受け取り、それぞれの督促状が発行されてから 10 日以内に申告書を提出しなかった場合、その課税対象者は制度の規則を継続的に遵守していないとみなされ、除外されることに留意する必要があります。

仲介者がこれを行うと、識別登録から削除され、仲介者として活動できなくなります。したがって、当該者が代理するすべての課税事業者も輸入スキームから除外されます。仲介者がいなければ、スキームを利用するための条件を満たさなくなるからです。

4. ワンストップショップの VAT 申告には、どのような情報を含める必要がありますか？

具体的な詳細は、欧州委員会実施規則(EU) 2020/194（付録 3より）。基本的に、消費加盟国ごとに、課税事業者は、標準税率と減税率での供給の課税対象額²²、および標準税率と減税率で計算された VAT を含める必要があります。各加盟国の VAT 率は、Taxes in Europe Database に公開されています(TEDB²³)。

- ワンストップショップ VAT 申告のパート 1には、一般的な情報が含まれています。唯一の参照番号は、識別加盟国によって VAT 申告書に割り当てられた番号を識別するためのものです。
- ワンストップショップ VAT 申告書のパート 2には、各国の消費に固有の情報が含まれています。

パート 2 では、VAT の対象となる各消費者加盟国の供給に関連する情報を扱います。課税事業者がさまざまな消費加盟国で補充を行う場合、各

²² 場合によっては、VAT 申告で 3 つ以上の VAT 率を使用する必要があります。例えば、加盟国が申告期間中に対応する VAT 率を変更した場合に発生します。

²³ https://ec.europa.eu/taxation_customs/economic-analysis-taxation/taxes-europe-database-tedb_en

消費加盟国のワンストップショップ VAT 申告書のパート 2 に個別に記入する必要があります。

非連合スキームおよび輸入スキームの場合、これには各消費加盟国の総供給量が含まれます。

連合スキームに対して：

- パート 2a および 2b は、識別加盟国から消費者加盟国までの消耗品を対象としています。パート 2a には、識別加盟国および EU 外の固定施設から消費者加盟国に提供されるサービスが記載されているのに対し、パート 2b には、識別加盟国から消費者に発送される商品の供給が含まれると記載されています。
 - パート 2c および 2d は、識別加盟国ではなく、別の加盟国から製造された消耗品を対象としています。パート 2c は、識別加盟国外の固定施設から消費加盟国に提供されるサービスをカバーし、パート 2d は、識別加盟国以外の加盟国から発送される商品の供給に関連します。
 - パート 2e は、消費加盟国に提供されるすべての供給（パート 2a-d）の合計です。
- ワンストップショップ VAT 申告書のパート 3には、以前の VAT 申告に対する修正が含まれています。是正措置には、それらが参照する課税期間、関連する消費加盟国、ならびに是正措置によって生成された VAT の合計が含まれている必要があります。標準の VAT と割引された VAT 率、または商品やサービスに違いはありません。
 - オンライン本社での VAT 申告のパート 4の部分には、各消費加盟国が支払う VAT の残高、申告期間中に供給に対して支払われる VAT の合計の設定、および前に記載された数値の修正の可能性が含まれます。各メンバーの消費ステータスに対する VAT の申告。消費加盟国の残高がマイナスの場合、他の消費者加盟国が支払う VAT の合計は考慮されないため、VAT の合計は減額されません（パート 5）。
 - ワンストップショップ VAT 申告のパート 5は、すべての消費加盟国が支払う VAT の

合計額です。

5. 課税事業者が提供する商品が加盟国にあり、加盟国に VAT 識別番号がなく、VAT を取得する必要がない場合、連合スキームの VAT 申告書（パート 2d）にどのような情報を提供する必要がありますか？

欧州共同体内で商品の通信販売を実行し、連合スキームを利用してこれらの販売供給者を発表するには、識別加盟国から当該者が発送した/輸送した商品にはパート 2a を使用し、識別加盟国以外の別の加盟国から当該者が発送/輸送した商品にはパート 2d を使用します。当該者は、VAT 申告フォーム（パート 2d）の発送元の加盟国の VAT 識別番号を含める必要があります。ほとんどの場合、当該者はその加盟国に拠点を持つか、またはその加盟国で VAT に登録する必要がある（例、その加盟国での供給のため）ことから、その加盟国の VAT 識別番号を取得することになります。

ただし、まれに、供給者が加盟国に VAT 識別番号を持たず、その国で VAT に登録する必要がない場合があります。供給者は、商品の出荷元の加盟国の国コードを例外的に指定できます。これは、供給者が VAT に登録されていない加盟国に商品の在庫を持っている状況に適用されます。

注意：これは、次のような場合には**適用されません**：

MS1 で設立された供給者 A は、MS2 の顧客に商品を販売します。供給者 A には商品の在庫がありませんが、MS3 の供給者 B からこれらの商品を購入し（供給者 A は VAT に設定も登録もされていません）、供給者 B は MS2 の顧客に商品を直接送る必要があります。この場合、供給者 A から顧客への商品の供給は、輸送なしの商品の供給と見なされるため、欧州共同体内での商品の通信販売にとして適格ではありません。

6. みなし供給者の商品の供給をどのように申告しますか？

連合スキーム：課税事業者は、連合スキームでみなし供給者として商品の供給を申告できます。「通常の」供給者とは異なり、このスキームでみなし供給者の商品の地域内供給も申告する必要がありますので、注意してください。商品の発送、または輸送を希望する加盟国にみなし供給者または VAT が登録されていない場合は、VAT 識別番号ではなく、その加盟国の国コードを記載するだけで済みます。

輸入スキーム：課税事業者は、輸入スキームでみなし供給者すべての輸入品の通信販売を申告できます。

みなし供給者は、特別なスキームを利用して「独自に」商品やサービスを提供することもできますので、ご注意ください。当該者がこれらのスキームの 1 つにサインアップした場合、当該者は対応するスキームの VAT 申告書で、「自分の」供給品、ならびにみなし供給者の供給品を申告します。当該者は同じスキームを 2 回登録することはありませんし、できません。

7. ワンストップショップの申告に含まれていないものは何ですか？

課税事業者がリポート期間中に特定の消費加盟国のワンストップショップで商品を提供しない場合、所有しているかどうかに関係なく、その消費加盟国をワンストップショップの VAT 申告書に含める必要はありません。消費加盟国が資料を提供します。当該者は修正部分（パート 3）に加盟国を含めることができます。

例：

第 1 四半期に、ドイツに設立された課税事業者がイタリアとポーランドでサービスを提供し、VAT 申告（連合スキーム）のパート 2a をイタリアとポーランドで 2 回完了しました。次の四半期には、同じ課税事業者がイタリアでのみ製品を提供します。イタリアの物資の場合、VAT 申告書（連合スキーム）のパート 2a に一度記入するのは課税事業者だけです。ポーランドでの「ゼロ」供給の詳細を記載した申告書のパート 2a に記入する要件はありません。

このほか、ワンストップショップ申告には、加盟国から非課税の消耗品を含めてはなりません。これは、供給者が入力 VAT を控除する権利を持っているかどうかに関係なく、すべての非課税の供給に適用されます。いわゆるゼロ税率の消耗品を適用すると、VAT が減額された非課税の消耗品と同じ結果になるため、ワンストップショップの返品には含まれません。

8. 個別参照番号は何ですか？

課税事業者/仲介者が OSS VAT 申告書を提出すると、申告書の個別参照番号が通知されます。これは、課税事業者/その仲介者が対応する支払いを行うときに参照する必要がある番号です。この番号は、識別加盟国の国コード、課税事業者の個人 VAT 識別番号、および関連する返品期間で構成されます。

9. 課税事業者は、消費加盟国で発生した営業費用の VAT をワンストップショップの VAT 申告で差し引くことができますか？

できません。加盟国での消費から発生する営業費用の VAT は、ワンストップショップの VAT 申告で発表された補充を相殺することはできません。これらの費用は、電子 VAT 申告メカニズム（理事会指令 2008/9/EC に準拠）を介して、または 13 の VAT 指令（理

事会指令 86/560 / EEC) を介して、あるいは、地域内 VAT 申告を介して、消費加盟国に登録されている課税事業者（しかし事業拠点を持たない）が申告する必要があります。

10. 特定の申告期間中に消費加盟国で商品の供給がない場合はどうなりますか？

課税事業者が申告期間中に EU 内にワンストップショップ供給品を持たず、以前の VAT 申告書を修正していない場合は、「ゼロ申告書」を提出する必要があります。

実際、「ゼロ申告書」とは次のことを指します：

課税対象者（またはその代理人をする仲介者）は、識別加盟国によって割り当てられた個人の VAT 識別番号、課税期間、納付すべき VAT 総額（＝ゼロ）、過去に提出した申告書の訂正による VAT 総額（＝ゼロ）を記入する必要があります。

当該者が輸入スキームを使用して仲介者を指名する場合、当該者は仲介者の識別番号も提供しなければなりません（その立場で活動します）。

11. 納税者/仲介者は報酬を修正できますか？

VAT 申告書は、提出前であればいつでも修正できます。

VAT 申告書がすでに提出されている場合は、2021 年 7 月 1 日から始まる課税期間に関連する VAT 申告書を、後続の VAT 申告書で修正する必要があります。

2021 年 6 月 30 日より前の課税期間に関連する VAT 申告書は、元の VAT 申告書を修正することによって修正する必要があります。これは、MOSS（ミニワンストップショップ）で提出された申告書、すなわち非課税者に TBE サービス（非連合および連合スキーム）の供給にのみ関連しています。

識別加盟国は、課税事業者/仲介業者が最初の申告書を提出しなければならない 3 年以内 ワンストップショップ VAT 申告書を電子的に修正することを許可します²⁴。課税事業者が消費加盟国に支払うべき追加の支払いは、納税者が識別加盟国に支払って配布するものとします。ただし、消費加盟国は、3 年間の満了後、国内規則に従って訂正を受け入れることができます。この場合、課税事業者は消費加盟国に直接連絡する必要があります。これらの修正は、ワンストップショップスキームの一部ではありません。

²⁴ これは、課税事業者が同時にスキームの使用を停止した場合でも適用されます。

消費加盟国の VAT 申告をされた供給品に対して支払われる VAT と、消費加盟国の同じ VAT 申告での以前の VAT 申告に対する可能な修正は、互いに相殺されます。残高がゼロの場合、課税事業者は消費加盟国の VAT 申告に対して VAT を支払う必要はありません。残高がゼロより大きい場合、すなわち VAT が課される場合、課税事業者はこの金額の VAT（実施された供給に課された VAT と過去の課税期間からの修正間の差額）を支払わなくてはなりません。残高がマイナスの場合、すなわち課税事業者が VAT を多額に支払った場合、消費加盟国は過払い金額を課税事業者に返金します。ある消費加盟国のマイナス額は、他の消費加盟国が支払う VAT を相殺することはありません。

例 1 :

納税者はドイツ（識別加盟国）で非組合スキームを利用します。

2023 年の第 1 四半期（当該四半期）に、当該者はポーランド（消費加盟国）で 200 ユーロを申告しました。当該者は、また、2022 年の第 4 四半期にポーランドの 50 ユーロに修正もしました。前四半期に行われた修正を考慮すると、今四半期に支払われる VAT 残高は $200 \text{ ユーロ} - 50 \text{ ユーロ} = 150 \text{ ユーロ}$ です。課税事業者はポーランドに 150 ユーロを支払わなければなりません。

2023 年第 1 四半期の VAT 申告 :

MSC ポーランドへの供給	200 ユーロ
MSC ポーランドに加えられた修正（2022 年第 4 四半期）	-50 ユーロ
MSC ポーランドの VAT 残高	150 ユーロ

例 2 :

納税者はドイツ（識別加盟国）で非組合スキームを利用します。

2023 年の第 1 四半期（現在の四半期）に、当該者はポーランド（消費加盟国）で 100 ユーロを申告しました。当該者はまた、2022 年の第 4 四半期に、ポーランドで 150 ユーロのマイナス修正を行いました。前四半期に行われた修正を考慮すると、今四半期の VAT 残高は $100 \text{ ユーロ} - 150 \text{ ユーロ} = 50 \text{ ユーロ}$ です。課税事業者はポーランドに手数料を支払う必要はありません。ポーランドは、課税事業者に直接 50 ユーロを返金する必要があります。

2023 年第 1 四半期の VAT 申告 :

MSC ポーランドへの供給	100 ユーロ
MSC ポーランドに加えられた修正（2022 年第 4 四半期）	150 ユーロ
MSC ポーランドの VAT 残高	0 ユーロ

ポーランドが払い戻す金額

50 ユーロ

例 3 :

納税者はドイツで非組合スキームを利用します（識別加盟国）。

2023 年の第 1 四半期（当該四半期）に、当該者はポーランドで 100 ユーロ（消費加盟国）を申告しました。当該者はまた、2022 年の第 4 四半期にポーランドで 100 ユーロのマイナス修正を行いました。前四半期に行われた修正を考慮に入れると、この四半期の VAT 残高は $100 \text{ ユーロ} - 100 \text{ ユーロ} = 0 \text{ ユーロ}$ になります。課税事業者はポーランドに手数料を支払う必要はありません。

2023 年第 1 四半期の VAT 申告 :

MSC ポーランドへの供給	100 ユーロ
MSC ポーランドに加えられた修正（2022 年第 4 四半期）	-100 ユーロ
MSC ポーランドの VAT 残高	0 ユーロ

12. 後の四半期/月にクレジットノートが発行された場合はどうなりますか？

負担額通知書は、供給が申告された期間のワンストップショップ VAT 申告書に修正を加えることで処理されます。

13. 納税者は負の申告書を提出できますか？

VAT の申告の一部には、申告期間中のマイナスにはならない供給が含まれます（パート 2a）。ただし、補正部分（パート 3）は負の値になる可能性があります。したがって、1 つの消費加盟国（パート 4）に支払われる VAT 残高はマイナスになる可能性があります。すべての消費加盟国（パート 5）に支払われる VAT の合計はマイナスになることはありません。

14. ワンストップショップの VAT 申告情報にアクセスできるのは誰ですか？

識別加盟国がワンストップショップの VAT 申告情報をデータベースに保存していることを識別します。このデータベースには、他の加盟国の関連当局がアクセスできます。識別加盟国はまた、すべての消費加盟国に VAT 申告を送信します。

15. ワンストップショップの VAT 申告にはどの通貨が使用されますか？

ワンストップショップの申告は 1 つの通貨で行う必要があります。通常、ユーロで行う必要が

あります。ただし、ユーロを使用しない識別加盟国では、自国通貨での返品が必要になる場合があります。供給が他の通貨である場合、課税事業者またはその仲介者は、VAT 申告を完了するために、課税期間の最終日に欧州中央銀行が発行した為替レートを使用する必要があります。

ワンストップショップの申告を自国通貨で返す必要がある識別加盟国が VAT 申告を別の加盟国に転送する場合、まず、課税期間の最終日に欧州中央銀行が発表した為替レートを使用してユーロに換算しなければなりません。

16. ワンストップショップの VAT 申告を半分に節約できますか？

はい。加盟国のポータルでは、課税事業者は後で記入するためにワンストップショップの VAT 申告書を保存できます。

17. 電子ファイル送信は許可されていますか？

はい、加盟国のポータルでは、電子ファイル送信を介してワンストップショップの VAT 申告データをアップロードできます。

18. ワンストップショップの VAT 申告書を提出しなかった場合はどうなりますか？

課税期間（有効期限）後 1 か月の終わりまでにワンストップショップの VAT 申告書が提出されなかった場合、特定された加盟国は有効期限後 10 日目に督促状を発行し、他の加盟国にそのことを通知します。

VAT を査定および徴収するために講じられるその後の注意事項および措置は、関連する消費加盟国の責任です。

加盟国は消費者への督促状を発行できますが、納税者は税金申請の提出日から 3 年以内に識別加盟国に税金申告書を提出できます。課税事業者がこの日付以降に税金申告書を提出する場合は、関連する消費加盟国に直接提出する必要があります。

パート 3 - 支払い

背景

課税事業者は、識別加盟国の身元に基づいて VAT を支払います。当該者は VAT の申告の全額を支払います（すなわち、すべての消費加盟国をカバーします）。次に、識別加盟国は各消費加盟国に適切な金額を割り当てます。

具体的な詳細

1. 課税事業者/その仲介者は、識別加盟国に必要な支払いをどのように支払いますか？

識別加盟国は、課税事業者または仲介者（輸入スキーム）がどのように支払うべきかについて概説します。支払いには、関連するワンストップショップの VAT 申告書への参照（すなわち、識別加盟国によって割り当てられた個別参照番号）が含まれている必要があります。

2. 課税事業者はいつ未払いの VAT を支払う義務がありますか？

ワンストップショップの VAT 申告書を送信するときに支払いを添付し、税金申告書の個別参照番号を添付する必要があります。ただし、申告書の提出時に支払いが行われなかった場合は、遅くとも申告書の提出期限までに支払いを行うものとします。これは、確定申告の対象となる課税期間の終了後 1 か月以内であることを意味します。

課税事業者は、識別加盟国の銀行口座に到達したときに支払いが行われたと見なされることに注意する必要があります。さらに、識別加盟国は、ワンストップショップの下で支払われるべき支払いに対処するための支払いスキームまたは同様の遅延支払いメカニズムを提供することはできません。これは、それぞれの消費加盟国と直接調整することしかできません。

3. 支払わない場合はどうなりますか？

課税事業者/仲介者が支払わなかった場合、または全額を支払わなかった場合、識別加盟国は、期日から 10 日後に電子的に督促状を送るものとします。

課税対象者/仲介業者が 3 四半期連続で識別加盟国から督促状を受け取り、それぞれの督促状が発行されてから 10 日以内に VAT を全額納付しない場合は、スキームの規則を継続的に遵守していないとみなされ、各申告期間の未納額が 100 ユーロ未満でない限

り、除外/削除されることを念頭に置く必要があります。

4. 課税事業者/仲介者がまだ VAT を支払っていない場合はどうすればよいですか？

VAT を徴収するために取られるその後の注意喚起および措置は、消費加盟国の責任であるものとします。消費加入国が督促状を送付する場合、課税事業者/仲介者は、未払いの VAT を識別加入国に支払うことができなくなり、消費加入国に直接返金されます。それでも、課税事業者が識別加盟国に支払う場合、その金額は特定された加盟国から消費者加盟国に転送されず、課税事業者/仲介者に返金されます。

支払い遅延に関連する罰金や料金は、ワンストップショップシステムの一部ではなく、その規則と手順に従って消費国の責任となります。

5. VAT を過払いするとどうなりますか？

過払いが発生する可能性のある 2 つの状況があります：

- ・ 識別加盟国が支払いを受け取った後、それは VAT 申告書と比較されます。識別加盟国は、納税者が支払った金額が VAT 申告書に示されている金額を超えていると信じる場合、国内法および手続きに従って、過払い金額を課税事業者に返金します。
- ・ VAT 申告書が正しくないことに課税事業者が気づき、その後の VAT 申告書で訂正を行った結果、消費加盟国に過払いが生じた場合、消費加盟国は国内法および手続きに従って、過払い金額を課税事業者に直接返金するものとします（消費加盟国が修正を行うことに同意した場合）。

決定は所管官庁が行うべきであるが、委員会は、税務当局が訂正決定に同意してから 30 日以内に過払い金額を課税事業者に返金することを推奨しています。消費加盟国の国内法で許可されている場合、返金額は消費加盟国に関連する他の負債を相殺することもできます。

6. 課税対象/仲介者が以前のワンストップショップ VAT 申告を修正して、ある加盟国に過払いが行われ、同じ金額が別の加盟国に過払いされていることを示した場合はどうなりますか？

異なる加盟国での消費に対する過払いと過少支払いは、互いに相殺することはできません。過払いの消費加盟国は、ワンストップショップの VAT 申告書の情報に基づいて、納税者に

直接税金を払い戻す必要があります（現在の課税期間中に申告された供給品の VAT の未払残高と、消費加盟国が以前の VAT 申告に対して行った修正との差）。修正を行う場合、納税者は、加盟国が支払うべき VAT について、ワンストップショップを介して支払う必要があります。識別加盟国が、後に不正確であることが判明した VAT 申告の金額を受け取っていて（例、課税事業者から受け取った修正のため）、識別加盟国がその金額を加盟国に割り当てていない場合、加盟国が当該課税事業者に直接過払い金額を返金する必要があるとしています。

7. 個別参照番号を使用して、支払いをワンストップショップの VAT 申告に一致させます

各ワンストップショップの VAT 申告には個別参照番号があるため、支払いを行う際にはこの番号を参照する必要があります。課税事業者/仲介者が番号を参照せずに支払う場合、または参照番号が不完全なワンストップショップの VAT 申告書と一致しない場合、識別加盟国は問題を明確にするための措置を講じることができます。それでも問題が解決しない場合は、課税事業者/仲介者に返金し、再提出期限に間に合わない場合は、延滞とみなします。

パート 4 - その他

記録

1. 課税事業者/仲介者はどのような記録を保持する必要がありますか？

理事会規則 282/2011（第 63c 条）は、課税事業者が保持すべき記録の内容を規定しています。これには、供給の消費加盟国、供給の種類、供給の日付、および支払われる VAT などの一般的な情報だけでなく、アカウントでの支払いの詳細や、顧客が拠点を有する場所、本籍地がある場所、または通常居住している場所を特定するために使用される情報など、より具体的な情報が含まれます。

2. 当該者はどのくらいの期間保持する必要がありますか？

課税事業者がプランの使用を停止するかどうかに関係なく、これらの記録は取引の年から 10 年間保持する必要があります。

3. 課税事業者/仲介者はこれらの記録を税務当局にどのように提供しますか？

これらの記録は、要求に応じて、遅滞なく、識別加盟国または消費者加盟国に電子的に提供されなければなりません。課税事業者または仲介者が保有する記録を取得するには、消費加盟国は最初に識別加盟国に要求を行う必要があります。課税事業者/仲介者から記録が要求された場合、加盟国は実際にそれを行う方法に関する情報を提供します。

課税対象者が 3 回連続した申告期間に督促状を受け取り、それぞれの督促状が発行されてから 10 日以内に申告書を提出しなかった場合、その課税対象者は制度の規則を継続的に遵守していないとみなされ、除外されることに留意する必要があります。

請求

請求書に対して次の規則が適用されます。詳細については、注記を参照してください：
https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/vat/ressources_en

表 7：請求ルール

非連合スキーム	連合スキーム	輸入スキーム
通常、供給者は請求書を発行する義務はありません。	供給者は請求書を発行する義務はありません。	通常、供給者は請求書を発行する義務はありません。
供給者が請求書を発行することを選択した場合、識別加盟国の規制が優先するものとします。	供給者が請求書を発行することを選択した場合、識別加盟国の規制が優先するものとします。 供給者が連合スキームを利用しない場合、欧州共同体内での商品の通信販売の請求書を発行する必要がありますので、ご注意ください。	供給者が請求書を発行することを選択した場合、識別加盟国の規制が優先するものとします。

不良債権救済

1. 消費国が不良債権救済を提供した場合はどうなりますか？ ワンストップショップはどう解決しますか？

顧客が納税者に税金を支払わない場合、納税者は不良債権救済を受ける権利があります。この場合、それに応じて課税額を減らす必要があります。ワンストップショップの場合、課税対象者は、他の修正と同様に、その後のワンストップショップ申告で課税額の修正を行う必要があります。消費加盟国は、修正をチェックして、国内規制に準拠していることを確認する権利があります。

付録 1 - 法律

- 共通 VAT システムに関する理事会指令 2006/112 / EC（理事会指令(EU) 2017/2455、理事会指令(EU) 2019/1995、および理事会決定(EU) 2020/1109 によって改訂）。
- 特定の商品の最終輸入に対する VAT の免除に関する指令 2006/112 / EC の第 143 条(b) および(c)の範囲を決定する理事会指令 2009/132 / EC（理事会指令により修正）(EU) 2017/2455）；
- VAT の分野における行政協力および不正との闘いに関する理事会規則(EU) No904/2010（理事会規則(EU) 2017/2454 および理事会規則(EU) 2020/1108 により改訂）。
- 理事会規則(EU) No 282/2011、共通 VAT システム指令 2006/112 / EC の実施措置を確立（理事会実施規則(EU) 2017/2459、理事会実施規則(EU) 2019/2026 および理事会実施規則(EU) 2020/1112）；
- 欧州委員会実施規則(EU)2020 年 2 月 12 日の 2020/194 は、非課税事業者にサービスを提供する課税事業者、商品の遠隔販売を行う課税事業者、および商品の特定の国内供給を行う課税事業者、課税対象の通信販売に適用される特別なスキームについて、理事会規則 No.904 / 2010 の適用を確立しました。商品および特定の国内商品（欧州委員会実施規則(EU) 2020/1318 によって修正されたもの）；
- さらに、行政協力常任委員会(SCAC)は、機能的および技術的仕様を可決しました。

付録 2 - 登録の詳細

列 A	列 B	列 C	列 D	列 E
表項目番号	非連合スキーム	連合スキーム	輸入スキーム（課税事業者の識別）	輸入スキーム（仲介者の身元）
1	指令 2006/112 / EC の第 362 条に従って識別加盟国によって割り当てられた個別の VAT 識別番号 ⁽¹⁾	国/地域コードを含む、指令 2006/112 / EC の第 369d 条に従って識別加盟国によって割り当てられた個別の VAT 識別番号	指令 2006/112 / EC の第 369q (1)条または (3)条に従って識別加盟国によって割り当てられた個別の VAT 識別番号 ⁽²⁾	指令 2006/112 / EC の第 369q(2)条に従って識別加盟国によって割り当てられた個別の識別番号 ⁽³⁾
1a			課税事業者が仲介人によって代表される場合、2006/112 / EC 指令の第 369q (2)条に従って割り当てられた仲介者の個別の識別番号	
2	国税番号		国税番号 ⁽⁴⁾	
2a			VAT 識別番号（ある場合）	VAT 識別番号
3	会社名	会社名	会社名	会社名
4	会社の取引名（会社名と異なる場合）	会社の取引名（会社名と異なる場合）	会社の取引名（会社名と異なる場合）	会社の取引名（会社名と異なる場合）
5	会社の完全な住所 ⁽⁵⁾	会社の完全な住所 ⁽⁵⁾	会社の完全な住所 ⁽⁵⁾	会社の完全な住所 ⁽⁵⁾
6	課税事業者が所在する国/地域	連合に属していない場合は、課税事業者の事業所が所在する国/地域	課税事業者が所在する国/地域	仲介者が事業拠点を有する、または連合内に事業拠点を持たない加盟国において、固定施設を有

				している加盟国。すなわち、仲介者が代表する課税事業者に代わって輸入スキームを使用できるようにすることを表明する場所
7	課税事業者のメールアドレス	課税事業者のメールアドレス	課税事業者のメールアドレス	仲介者のメールアドレス
8	課税事業者のウェブサイト	課税事業者のウェブサイト（ある場合）	課税事業者のウェブサイト	
9	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先
10	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
1 1	IBAN または OBAN 番号	IBAN 番号	IBAN 番号 ⁽⁶⁾	IBAN 番号 ⁽⁷⁾
12	BIC 番号 ⁽⁸⁾	BIC 番号 ⁽⁸⁾	BIC 番号 ⁽⁶⁾ ⁽⁸⁾	BIC 番号 ⁽⁷⁾ ⁽⁸⁾
13.1		固定施設が識別加盟国外にある加盟国の課税事業者によって割り当てられた VAT 個人識別番号、または VAT 参照番号がない場合は、商品が国以外の国から発送または輸送された州加盟国が特定されている ⁽⁹⁾ 課税事業者が加盟国に固定施設を持っているかどうかの指標 ⁽¹⁴⁾	個々の VAT 識別番号、または（利用できない場合は）識別加盟国以外に施設が固定されている加盟国の課税事業者によって割り当てられた税参照番号 ⁽⁹⁾	個々の VAT 識別番号、または（利用できない場合は）仲介者が識別加盟国外に固定施設を持っている加盟国によって割り当てられた税参照番号 ⁽⁹⁾
14.1		識別加盟国以外の加盟国で商品が発送、または輸送される固定施設	識別加盟国以外の加盟国の固定施設の完全な住所と取引名 ⁽¹⁰⁾	識別加盟国以外の加盟国の固定施設の完全な住所と取引名 ⁽¹⁰⁾

		設の場所および場所の 完全な住所と商号 ⁽¹⁰⁾		
15.1		加盟国によって未確定 の課税事業者として割 り当てられた VAT 識別 番号 ⁽¹¹⁾		
16.1	課税事業者が同 盟内に設立されて いないという電子 宣言	課税事業者が同盟内に 設立されていないという 電子宣言		
16.2.		2006/112 / EC 指令第 14a(2)条は、課税事業 者が電子インターフェイス の指標であるかどうかに ついて言及しています。 ⁽¹⁴⁾		
17	プランのご利用開 始日 ⁽¹²⁾	プランのご利用開始日 ⁽¹²⁾	プランのご利用開始日 ⁽¹³⁾	
18	課税事業者がプ ランに基づいて登 録を要求した日 付	課税事業者がプランに 基づいて登録を要求した 日付	課税事業者または当 該者の代わりに活動す る仲介者が制度に基 づく登録を要求した日 付	仲介者としての登録 申請日
19	識別加盟国が登 録日を決定します	識別加盟国が登録日を 決定します	識別加盟国が登録日 を決定します	識別加盟国が登録 日を決定します
20		課税事業者が VAT グ ループであるかどうかの指 標 ⁽¹⁴⁾		
21	課税事業者が以 前にこれらのスキ ームのいずれかを利 用したことがある か、現在利用して いる場合、指令	課税事業者が以前にこ れらのスキームのいずれか を利用したことがあるか、 現在利用している場 合、指令 2006/112 / EC の第 362 条、369d	課税事業者が以前に これらのスキームのい ずれかを利用したことがあ るか、現在利用してい る場合、指令 2006/112 / EC の第	指令 2006/112 / EC の第 369q(2)条に従 って識別加盟国によ って割り当てられた仲 介者の数（仲介者

	2006/112 / EC の 第 362 条、369d 条、または 369q 条に従って加盟国 によって割り当て られた個別の VAT 識別番号	条、または 369q 条に従 って加盟国によって割り 当てられた個別の VAT 識別番号	362 条、369d 条、また は 369q 条に従って加 盟国によって割り当て られた個別の VAT 識 別番号	が以前にそのように 活動していた場合)
--	---	---	---	------------------------

-
- (¹) EUxxxxxyyyyz の形式を使用：xxx はメンバーシップステータス(MSI)の 3 桁の ISO 数値コード、yyyyy は MSI に
よって割り当てられた 5 桁の番号、z はチェックディジットです。
- (²) IMxxxxxyyyyz の形式を使用：xxx は MSI の 3 桁の ISO 数値コード、yyyyyy は MSI によって割り当てられた 6
桁の番号、z はチェックディジットです。
- (³) INxxxxxyyyyz の形式を使用：xxx は MSI の 3 桁の ISO 数値コード、yyyyyy は MSI によって割り当てられた 6
桁の番号、z はチェックディジットです。
- (⁴) 表項目 2a に VAT 識別番号が記載されていない場合は、記載する必要があります。
- (⁵) その場合、郵便番号が表示されます。
- (⁶) 課税事業者には仲介人がいません。
- (⁷) 課税事業者が仲介人によって代表される状況。
- (⁸) BIC 番号はオプションです。
- (⁹) 複数の固定代理店または複数の加盟国が商品を発送、または輸送する場所がある場合は、表項目 13.1、13.2
などを使用してください。
- (¹⁰) 固定施設や商品の発送、または輸送の場所が複数ある場合は、表項目 14.1、14.2 などを使用してください。
- (¹¹) 加盟国が複数の VAT 識別番号を複数の未確定課税事業者に割り当てている場合は、表項目 15.1、15.2 な
どを使用してください。
- (¹²) 特定の限られた状況では、プランの登録日より前になる場合があります。
- (¹³) プランの利用日は B 列 19 列の日付と同じであり、理事会規則(EU) 2019/2026 の第 2 条(3)に従って事前登録
が行われた場合、それは 2021 年 7 月 1 日までに前倒しされないものとします。
- (¹⁴) これは単純な「はいいいえ」チェックボックスです。

付録 3 - ワンストップショップ申告の詳細

パート 1：一般的な情報			
列 A	列 B	列 C	列 D
表項目 番号	非連合スキーム	連合スキーム	輸入スキーム
個別の参照番号 ⁽¹⁾ ：			
1	指令 2006/112 / EC の第 362 条に従って加盟国によって割り当てられた個別の VAT 識別番号を識別します	国/地域コードを含む、指令 2006/112 / EC の第 369d 条に従って識別加盟国によって割り当てられた個別の VAT 識別番号	指令 2006/112 / EC の第 369q(1)条または(3)条に従って、識別加盟国によって割り当てられた個人の付 VAT 識別番号を識別します
1a			課税事業者が仲介人によって代表される場合、指令 2006/112/ EC の第 369q(2)条に従って割り当てられた仲介者の識別番号
2	課税期間 ⁽²⁾	課税期間 ⁽²⁾	課税期間 ⁽³⁾
2a	期間の開始日と終了日 ⁽⁴⁾	期間の開始日と終了日 ⁽⁴⁾	期間の開始日と終了日 ⁽⁵⁾
3	通貨	通貨	通貨
パート 2 VAT の対象となる消費加盟国ごとに ⁽⁶⁾			
		2(a) ITU 加盟国の識別および 固定施設によって提供されるサービス 2(b) 識別加盟国から発送、または輸送される商品の供給 ⁽⁷⁾	
4.1	消費加盟国の国コード	消費加盟国の国コード	消費加盟国の国コード
5.1	消費加盟国の標準 VAT 率 ⁽⁸⁾	消費加盟国の標準 VAT 率 ⁽⁸⁾	消費加盟国の標準 VAT 率 ⁽⁸⁾
6.1	消費加盟国の VAT 率を引き下げました ⁽⁸⁾	消費加盟国の VAT 率を引き下げました ⁽⁸⁾	消費加盟国の VAT 率を引き下げました ⁽⁸⁾

7.1	標準税率で課税 ⁽⁸⁾	標準税率で課税 ⁽⁸⁾	標準税率で課税 ⁽⁸⁾
8.1	標準税率の VAT ⁽⁸⁾	標準税率の VAT ⁽⁸⁾	標準税率の VAT ⁽⁸⁾
9.1	税額控除 ⁽⁸⁾	税額控除 ⁽⁸⁾	税額控除 ⁽⁸⁾
10.1	減税後の VAT ⁽⁸⁾	減税後の VAT ⁽⁸⁾	減税後の VAT ⁽⁸⁾
11.1	VAT の合計	パート 2a で宣言されたサービスの供給とパート 2b で宣言された商品の供給に対して支払われる VAT の合計	VAT の合計
		2(c) 識別加盟国以外の加盟国の固定施設から提供されるサービス ⁽⁹⁾	
		2(d) 識別加盟国以外の加盟国から発送、または輸送される商品の供給 ⁽¹⁰⁾ ⁽¹¹⁾	
12.1		消費加盟国の国コード	
13.1		消費加盟国の標準 VAT 率 ⁽⁸⁾	
14.1		消費加盟国の VAT 率を引き下げました ⁽⁸⁾	
15.1		個々の VAT 識別番号、または（利用できない場合は）国コードを含む税参照番号： —サービスを提供する固定施設とは何ですか。あるいは— 商品が発送、または輸送される場所の名前。 商品の供給が指令 2006/112 / EC の第 14a(2)条に従って製造されており、課税事業者が発送、または輸送元の加盟国に VAT 識別または税参照番号を持っていない場合。国のコードは	

		引き続き提供する必要があります。	
16.1		標準税率で課税 ⁽⁸⁾	
17.1		標準税率の VAT ⁽⁸⁾	
18.1		税額控除 ⁽⁸⁾	
19.1		減税後の VAT ⁽⁸⁾	
20.1		パート 2c で宣言されたサービスの供給とパート 2d で宣言された商品の供給に対して支払われる VAT の合計	
		2 (e) 識別加盟国からの供給、別の加盟国からの供給、および識別加盟国にないすべての固定施設からのサービスの合計	
21.1		支払われる VAT の合計（表項目 11.1+表項目 11.2 ... + 表項目 20.1 + 表項目 20.2 ...）	
パート 3: VAT 修正を行った消費加盟国ごとに			
22.1.	課税期間 ⁽²⁾	課税期間 ⁽²⁾	課税期間 ⁽³⁾
23.1	消費加盟国の国コード	消費加盟国の国コード	消費加盟国の国コード
24.1	補充による VAT の合計 ⁽¹²⁾	補充による VAT の合計 ⁽¹²⁾	補充による VAT の合計 ⁽¹²⁾
パート 4：各消費加盟国が支払う VAT の残高			
25.1	各加盟国の以前の申告に対する修正を含む、VAT の合計。（表項目 11.1 + 表項目 11.2 ... + 表項目 24.1 + 表項目 24.2 ...） ⁽¹²⁾	各加盟国の以前の返品に対する修正を含む、支払われる VAT の合計額（表項目 21.1 + 表項目 21.2 ... + 表項目 24.1 + 表項目 24.2 ...） ⁽¹²⁾	各加盟国の以前の申告に対する修正を含む、VAT の合計。（表項目 11.1 + 表項目 11.2 ... 表項目 24.1 + 表項目 24.2 ...） ⁽¹²⁾
パート 5：すべての消費加盟国が支払う VAT の合計			
26	すべての加盟国が支払う VAT の合計（表項目 25.1 + 25.2 ...） ⁽¹³⁾	すべての加盟国が支払う VAT の合計（表項目 25.1 + 25.2 ...） ⁽¹³⁾	すべての加盟国が支払う VAT の合計（表項目 25.1 + 25.2 ...） ⁽¹³⁾

-
- (1) 識別加盟国によって割り当てられる個別の参照番号には、期間の MSI/VAT 番号/国/地域コード、すなわち CZ/xxxxxxxx/Q1.yyyy（または輸入スキームの場合/M01.yyyy）＋タイムスタンプを含める必要があります。この番号は識別加盟国によって決定され、その後、申告書は他の関連する加盟国に転送されるものとします。
- (2) 暦四半期に関連：Q1.yyyy – Q2.yyyy – Q3.yyyy – Q4.yyyy。パート 3 に修正が必要な複数の課税期間がある場合は、表項目 22.1.1、22.1.2 などを使用してください。
- (3) 暦月に関連：M01.yyyy – M02.yyyy – M03.yyyy – など。パート 3 で複数の課税期間を修正する場合は、表項目 22.1.1、22.1.2 などを使用します。
- (4) これは、課税事業者が同じ四半期に複数の VAT 申告書を提出した場合にのみ必要です。暦日に関連：dd.mm.yyyy – dd.mm.yyyy。
- (5) これは、課税事業者/仲介者が同じ月に複数の VAT 申告書を提出した場合にのみ必要です。暦日に関連：dd.mm.yyyy – dd.mm.yyyy。
- (6) 複数の消費加盟国があります。
- (7) 2006/112/EC 指令の第 14a (2)条に記載されている電子インターフェイスを介して促進される供給を含め、これらの国では、商品の発送、または輸送は識別加盟国で開始および終了します。
- (8) 申告期間中に複数の標準税率を使用する場合は、表項目 5.1.2、7.1.2、8.1.2、13.1.2、16.1.2、17.1.2 などを使用してください。表項目 6.1.2、9.1.2、10.1.2、14.1.2、18.1.2、19.1.2 などを使用します。
- (9) 固定施設が複数ある場合は、表項目 12.2～20.2 等をご利用ください。
- (10) 商品を発送、または輸送した識別加盟国以外に複数の加盟国がある場合は、表項目 12.2～20.2 などを使用してください。
- (11) 2006/112/EC 指令の第 14a (2)条に記載されている電子インターフェイスを介して促進される供給を含め、これらの商品の発送、または輸送は同じ加盟国で開始および終了します。
- (12) この金額はマイナスになる可能性があります。
- (13) 25.1 や 25.2 などの表項目内の負の数は考慮できません。